

～ 国際研修 ～

カンボジア研修(2003年3月)における新たな試み

～ カンボジア民法典・民事訴訟法典草案の議会審議に備えて ～

法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正

1 はじめに

本誌 ICD NEWS 7号(2003年1月発行)で既報のとおり、1999年以来、日本の著名な法律家はその叡知を結集してカンボジア民法典と民事訴訟法典の草案(条文案)を起草してきたが、その日本語版及びクメール語版が完成した。両草案は、正式には2003年3月4日、本プロジェクトの主体である国際協力事業団(JICA)からカンボジア司法省に手渡された。この両草案がいずれカンボジア政府案として国民議会で審議されることになると思われるが、カンボジア司法省の説明によれば、その後も両草案につき検討を重ね、国民議会での審議の前提として、2003年6月末までにカンボジア閣僚評議会(日本の内閣に相当)に提出されるということであった。

そのカンボジア司法省からは、「閣僚評議会からの質問に即時に対応するため、日本の法律家にカンボジアに滞在してもらい、その助言を得たい。」という要望が2001年ころから折に触れて出されていた。カンボジアの実情としては、外国や国際機関の支援により法律の草案が完成した場合、支援した外国人が閣僚評議会の質問に対応することもあるということであった。しかし、それではカンボジアの国家主権にも関わるであろうし、何よりもカンボジアの法律家が自ら対応し説明するのであれば、いつまでも自立発展できないことになる。一方で、カンボジア司法省の実情を考えると、彼らが閣僚評議会への対応に不安を感じるのも無理もなく、少なくとも日本の法律家による後方支援が必要である状況も理解できた。

確かに、両草案が完成した後も、正式に法律として成立するに役立つ支援や、その内容の普及、裁判官等に対する教育などの支援が続けられるであろうが、当面はカンボジア司法省が閣僚評議会に自ら対応しようという意識を醸成する必要があった。この4年間の起草支援を通じて、継続的に関与したカンボジア裁判官の実力が向上したことは皆が認めるところであり(本誌7号参照)、そうすると上記のようなカンボジア司法省の不安は、単に立法経験に乏しいことからくるものではないかと考えられた。

2 研修の内容(目標)

以上の事情を踏まえ、2003年3月24日から4月11日までの3週間のカンボジア研修においては、カンボジア司法省等が閣僚評議会や国民議会の審議において対応できる能力を身に付け、又はこれを向上させることを目的として以下のような工夫をした。

(1) 参加型研修（演習方式）の採用

研修員参加型の研修（演習）を採用した。演習は次の2項目とした。

ア 作業工程作成

民法典・民事訴訟法典の草案を閣僚評議会に提出し、国民議会の審議を受けるまでに必要な作業工程表を研修員自らに作成させる。

これにより作成された内容が、日本側が更なる支援を進める上で、今後の活動内容と時期的な関係を大まかに把握する資料となる。

イ 法案説明資料作成

民法典・民事訴訟法典の草案の条文数か条を題材に、グループ分けした研修員が自ら法案説明資料を作成・発表し、これに対して、他グループの研修員、日本側の民法部会及び民事訴訟法典部会の委員、教官等が質問して対応させる。

これにより、研修員自身が今後の閣僚評議会への対応において、どのような準備をしなければならないかを体験する。

(2) 参加型研修（演習方式）の前提となる日本の実情紹介

(1)アの演習を実施する前提知識として、日本の制度と実務を紹介する。これにより、カンボジア研修員が法案説明資料作成の演習において、自らが行わなければならない内容を理解できることになる。その内容は次のとおりである。

- ・日本の立法手続
- ・日本の法令立案の手法
- ・日本の民事立法の実務

したがって、研修日程は別紙1のとおりとなった（研修員名簿も併せて添付する）。

このような内容を3週間の研修で実施するには、入念な事前準備が必要であるため、以下では、本研修における演習を中心とした事前の準備作業や実際の進め方などについて紹介する。

3 研修の事前準備

(1) 研修の全体構成

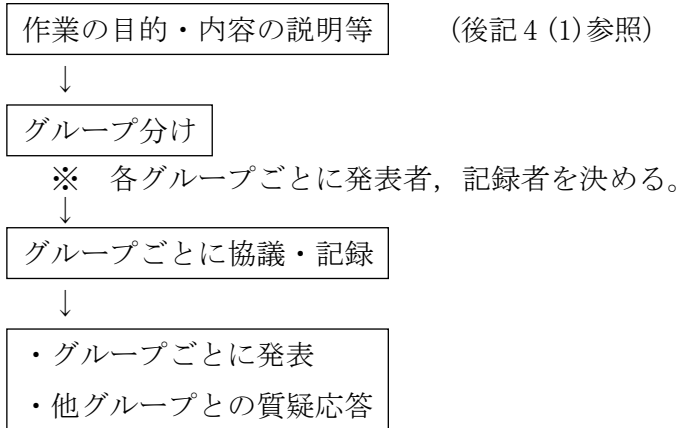
まず、研修カリキュラムを作成するに当たって、研修目的に則した研修内容とその全体構成について検討し、これらを一覧表（別紙2参照）にして明らかにした。

(2) 演習の進め方の検討

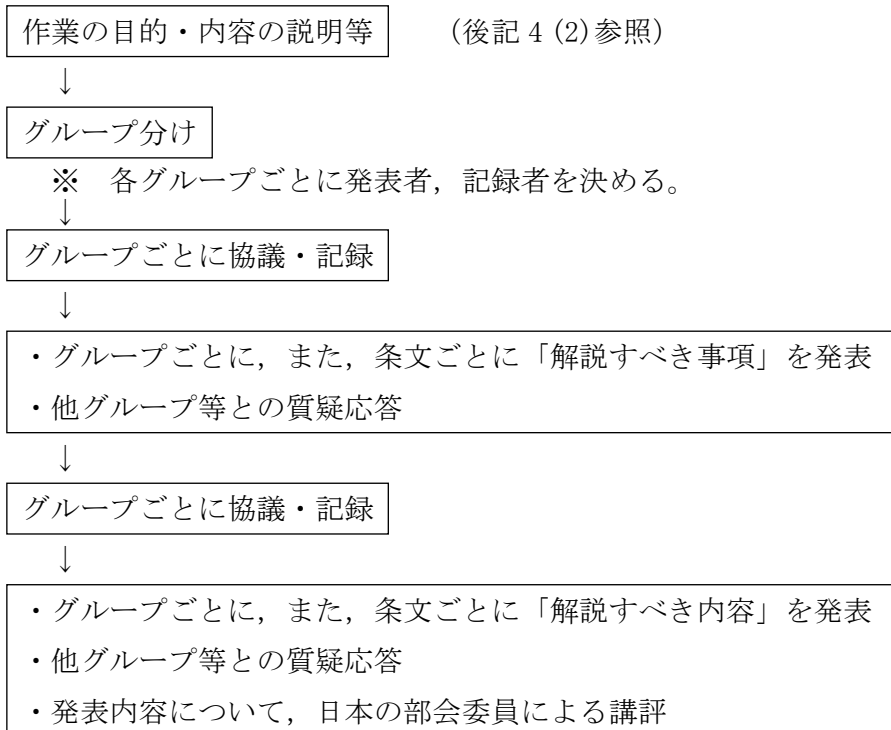
研修では作業工程表作成と法案説明資料作成の二つの演習を行うが、いずれも研修員相互で質疑応答をさせるほうが効果があるため、研修員8名を4名ずつの2グループに分けた。なお、法案説明資料作成の演習については、最後に、民法部会及び民事訴訟法典部会の委員の方々による講評を実施することにした。

二つの演習の全体の流れは、以下のとおりである。

ア 作業工程表作成演習



イ 法案説明資料作成演習



※ 講評担当の部会委員

民法典

◎A・B 両グループ担当

新美育文教授 明治大学法学部

○A グループ担当

山本豊教授 上智大学法学部

○B グループ担当

棚村政行教授 早稲田大学法学部

民事訴訟法典

◎A・B 両グループ担当

上原敏夫教授 一橋大学大学院法学研究科

三木浩一教授 慶應義塾大学法学部

山本和彦教授 一橋大学大学院法学研究科

(3) グループ分けの理由及び留意事項

ア 理由

協議はグループで行い、研修員全員がそろった場で発表することにより、お互いの検討内容を比較することができ、理解が深まることを期待すると同時に、グループ間の競争意識が芽生えて活発な議論が期待できる。

イ 留意事項

グループ分けに当たって、カンボジア国内で特に地位の高い研修員をそれぞれのグループに1名ずつ配置するなど、グループ間で研修員が偏ることのないよう配慮した。

4 研修における演習の目的・内容の説明等

(1) 作業工程表作成

研修員による作業工程表の作成に当たって、担当教官において次のア・イの点を事前に説明した。

ア 演習の目的の説明

(イ) 本演習は、民法典・民事訴訟法典の成立に向けた作業工程に関する計画作りの演習である。

(ロ) 研修員がここで作成した計画をカンボジアに持ち帰って実際にそのまま使うというものではないが、練習をすることで、今後の作業に役立てるものである。

(ハ) 以上から、本演習で完全な作業計画を作成することまでは考えておらず、どのような作業が必要となるかということを確認してもらうための作業である。

(ニ) 研修で実施した日本の制度の講義内容については、カンボジアの制度に即した活用を研修員が主体的に検討するべきである。

イ 作業内容の説明（別紙3-1に則して進行）

作業工程表として作成を目指すものは、例えば次のようなものである（以下の表をホワイトボードに書いて説明）。

	1. 時期	2. 内容	3. 必要な資料	4. 所要時間	5. 備考	6. 確認欄
1		司法官職 高等評議 会へ諮問 ・答申	法律案ほか	30日		00年00月00 日完了
2	2003.6	閣僚評議 会	法律案 逐条解説ほか	1h×500	難関	00年00月00 日完了
.....

上記表の「3. 必要な資料」に記載すべき内容について更に次の点を説明した。

カンボジアの1993年国民議会規則21条によれば、「王国政府は、法律案を国民議会常任委員会に提出する。法律案は、書面により、提案趣意書を添付してすべての国民議

会議員に配布する。」と規定されており、同規則22条では、「国民議会議員が提案する法律案は、書面により、提案趣意書を添付する。」と規定されている。

このように、国民議会に提出段階では、「提案趣意書」が必要となるので、「必要な資料」として、「提案趣意書」も挙げる必要がある。

(2) 法案説明資料作成

研修員が法案説明資料を作成するために、担当教官において次のア～オの点を事前に説明した。

ア 演習の目的の説明

- (イ) 法案説明資料として本演習では、いずれ「逐条解説」として役立つような資料を作成する。
- (ロ) 研修員は、実際に民法典・民事訴訟法典の条文案の数か条について逐条解説資料を作成し、最後に、民法典部会、民事訴訟法典部会の委員に講評を受け、カンボジアに帰国後、自分たちで逐条解説資料を作成できるようにする。
- (ハ) 草案の逐条解説については、これまでの起草支援過程において部会委員が日本語で作成しクメール語に翻訳されたものが存在する。しかし、カンボジアの法律家の理解を深め、また、国民議会等で説明しやすいように、必要に応じ、日本側の解説よりも詳細なものを用意しておくことが望ましい。

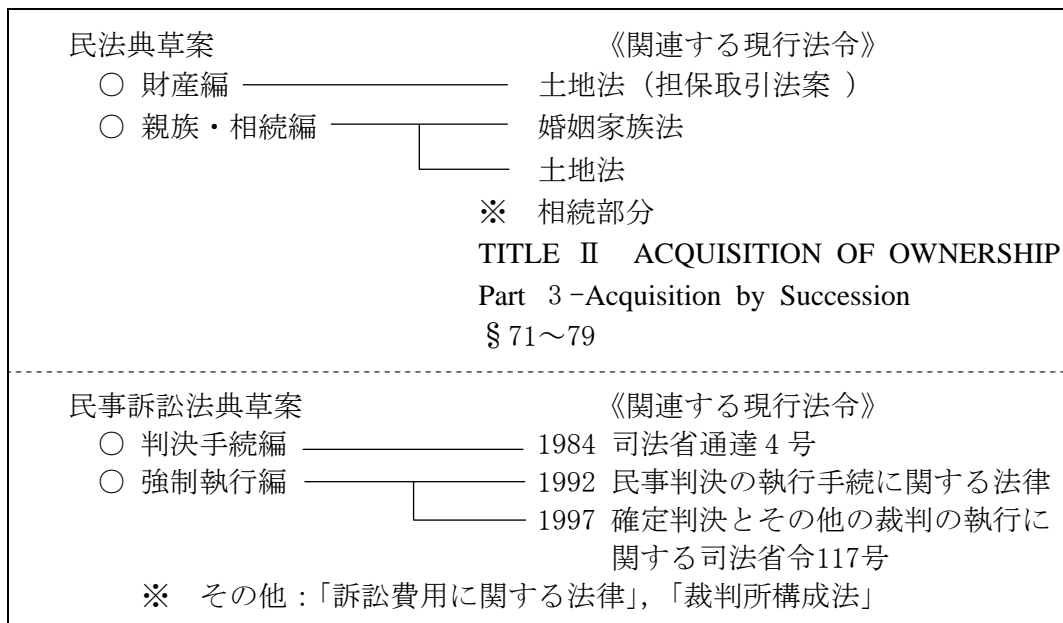
イ 作業内容の説明（別紙3-2に則して進行）

基本的には、練習に適切と思われる条文案について、

- ① その条文の趣旨は何か
- ② 現在の制度とどこがどう違うのか（どう変わるのか）

を説明した文書を用意するものである。

現在の制度との違いという点では、以下のような状況に注意する必要がある（以下の図をホワイトボードに書いて説明）。



法案説明資料として作成してほしいものは、例えば、次のようなものである（以下をホワイトボードに書いて説明）。

B

民法典草案第134条（物権変動の対抗要件）

1 趣旨

この条文の趣旨は・・・

2 旧民法典第689条との違い

本条を旧民法典第689条と比較すると・・・

3 土地法第65条との違い

本条を土地法第65条と比較すると・・・

基本的には、練習にふさわしいと思われる条文案について、その趣旨や現行制度との違いを説明した文書を用意すると説明したが、これに加えて当該条文案の特徴を説明した方がよい。

例えば、条文案中の他の関連条文との「関連性」や「違い」である。

関連性という点では、例えば、民事訴訟法典草案第80条（最初の口頭弁論期日の指定）は、同第104条（弁論準備手続における和解の試み）と関連性があるので、どのように関連性があるのかを説明した方がよい。

また、違いという点では、例えば、民法典第1004条（完全養子縁組の成立の方式）は、同1017条（単純養子縁組の申立）との違いについて説明した方がよい。

ウ 演習用の条文案の選定理由

演習用の条文については、研修開始前の時点で、担当教官が各部会の委員に相談して適切と思われるものを参考までに選定し、研修員に提案した。

その選定理由を、A グループ用の条文、B グループ用の条文の順に説明した。

A グループ用の条文案（選定理由）

・ 民法典草案第1004条（完全養子縁組の成立の方式）

⇒ 選定理由： 1 日本法では普通養子縁組が先に規定され、特別養子縁組が後で規定されているのに対し、カンボジア民法典草案では完全養子縁組が先に規定された上で、単純養子縁組が後で規定されているため、質疑の対象になる可能性がある。

2 カンボジアでは子どもの数が多く（人口に占める比率が高い）、養子縁組の件数も比較的多いと予想され、カンボジアの関心を呼ぶ可能性がある。

・ 民法典草案第1299条（相続回復請求権の内容）

⇒ 選定理由： だれが相続人でだれが相続人でないという相続に関する基本的な事項について正しく理解していることが前提となるという

意味で重要である。なお、現地ワークショップで、カンボジア側から理解が難しいと指摘があった条文でもある。

- ・民事訴訟法典草案第26条（事件の分配）
⇒ 選定理由： 裁判所の中立性を確保する上で重要である。
- ・民事訴訟法典草案第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）
⇒ 選定理由： 現在行われている第1回公判前の裁判官による法廷外の「調査手続」を廃止し、弁論準備手続前置とした点で重要であり、質問が集中する可能性がある。

（注釈） 調査手続は、刑事事件の予審に類似するものであり、口頭弁論を行う前に、担当裁判官（後に口頭弁論を実施し判決を下す裁判官とは別の裁判官）が当事者や関係人（証人など）を裁判所に呼び出して法廷外で事情を聴取し、争点の整理と実質的な証拠調べを行い、事実上、心証を形成して、口頭弁論及び判決を担当する裁判官に報告するという手続である。非公開の職権主義的な手続であり、当事者双方の立会権も保障されておらず、また、後に行われる口頭弁論を形骸化し、直接主義の要請にも反し、司法腐敗の一因でもある（上原敏夫「カンボジア王国民事訴訟法典日本語草案（判決手続編）について」国際商事法務 Vol. 30, No. 8(2002)1057頁）。

B グループ用の条文案（選定理由）

- ・民法典草案第134条（物権変動の対抗要件）
⇒ 選定理由： 1 基本的かつ重要な条文である。
2 土地法などとの関係でも重要である。
- ・民法典草案第764条（担保物権の種類）
⇒ 選定理由： 担保物権の全体像を理解するという意味で演習に向いている。
- ・民事訴訟法典草案第95条（判決の基礎にすることのできる事実）
⇒ 選定理由： 弁論主義（事実の主張は当事者の責任）についての基本的な規定である。
- ・民事訴訟法典草案第124条（証拠調べ）
⇒ 選定理由： 弁論主義を原則としつつも、補充的に職権証拠調べができることを定めた重要な条文である。

5 演習結果 その1 ー 作業工程表

A グループ（スイ・ヌー、モン・モニチャリヤ、ユー・ブン・レン、スン・パニャヴット）が作成した作業工程表は、別紙5-1の「プロジェクト計画」であり、これまでの起草作業の概要と法案が閣僚評議会を通過するまでの作業計画である。

B グループ（イーダン、ヒー・ソピア、チャン・ソテアヴィ、パエン・ピッサリー）が作成した作業工程表は、別紙5-2の「プロジェクト計画」であり、閣僚評議会通過後、法案が国民議会の審議を経て成立に至るまでの作業計画である。

6 演習結果 その2 一 法案説明資料についての検討

各グループで作成した法案説明資料をグループの代表者が発表し、他グループ等との質疑応答を行い、その上で、部会委員からの講評を受けた¹。

以下は、その内容を条文ごとにまとめたものである。

なお、全体構成は、以下のとおりである。

(1) 民法典草案編

- I 民法典草案134条（物権変動の対抗要件）
- II 民法典草案764条（担保物権の種類）
- III 民法典草案1004条（完全養子縁組の成立の方式）
- IV 民法典草案1299条（相続回復請求の内容）

(2) 民事訴訟法典草案編

- I 民事訴訟法典草案26条（事件の分配）
- II 民事訴訟法典草案80条（最初の弁論準備手続期日の指定）
- III 民事訴訟法典草案95条（判決の基礎にすることのできる事実）
- IV 民事訴訟法典草案124条（証拠調べ）

発表及び質疑応答の内容は以下のとおりである。この中で言及されている条文については、別紙4を参照願いたい。

(1) 民法典草案編

I 民法典草案134条（物権変動の対抗要件）

（発表をしたグループ）

Bグループ

（メンバー）

イーダン（発表者補佐役）

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテアヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

1 民法典草案134条

- (1) 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。
- (2) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。

1 本研修では、JICAカンボジア「法制度整備」事務局で財団法人国際民商事法センター研究員・明治大学大学院法学研究科博士課程の吉本篤人氏が記録を作成した。講評内容は、この記録をベースにしている。

2 条文の目的と主旨

この条文の第一の目的は、国民が自分の権利を守るために、その登記に関して関心を持たせることである。第二の目的は、物権の変動の公示である。第三の目的は、当事者間の取引の平等を図ることである（その物の物権の状態を知ることができる。）。

また、この条文の趣旨は、以下のように六つある。

- ・ 物権の設定、移転及び変更は、当事者の合意に従って効力を生じるのが原則である（意思の自由）。
- ・ 不動産に関する権利の登記は、第三者に対する対抗要件である。
- ・ 動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。
- ・ 権利変更の公示及び当事者間の平等。
- ・ 留置権及び占有権は、以下の理由で登記することは要求しない。つまり、留置及び占有の状態は公に示され、また、物権を有する者は請求することができるからである。
- ・ 物権に関する取引の安全。

3 現行法との比較

旧民法典689条は、関連不動産について、所有権譲渡、一時的占有及び担保権の文書は、かかる文書が真正な形式を踏んでおり、不動産登記事務所に登録されている場合、第三者にとって合法的なものとなると規定している。また、旧民法典1038条は、不動産に関しては、売買書類が承認され、印章が押され、及び地番登録（*immatriculation*）あるいは土地登記が行われた日から、売主から買主への所有権の移転は正当とし、第三者の抗議は認めないと規定している。さらに、土地法65条第1項には、所有権の移転が第三者に対抗できるのは、その不動産の売買契約が管轄機関によって書かれた書類に記入され、また、地籍登録機関（*Cadastral Registry Unit*）に登録される場合に限ると規定されている。2項には、売買契約自体では、その物件の所有権の移転のための条件を十分に満たしていないと規定されている。

現行法では、土地法65条と関連がある。

土地法の規定について、民法典と矛盾があるかという点が問題となるが、土地登記局との協議では矛盾はないということであった。その協議においても、物権変動は合意により生じ、登記は対抗要件であるというものであった。また、カンボジアにおいては、登記制度が整備されておらず、ほとんどの土地が登記されていない状態である。

裁判所においても登記を対抗要件として運用している。対抗要件主義は、これらのカンボジアの状況・運用と一致するものであると考えている。

なお、土地法69条では所有権の移転を有効とみなされるのは、地方土地管理局にその売買契約を登録した場合に限るとされている。

(質疑応答)

Q：(ユー・ブン・レン)

土地法で使っている「物権(サッフアンディット)」と草案の「物権(サップラッチャ)」の言葉の違いは何か。

A：(ヒー・ソピア)

両方とも物に対する権利という意味である。

Q：(モニチャリヤ)

同じ意味であれば、なぜ同じ言葉を使わないのか。

A：(ヒー・ソピア)

草案で使っている「物権(サップラッチャ)」はもっと広い意味が含まれている。それは、担保物権の留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権も含まれている。しかし、土地法の中の担保物権は抵当権及び質権だけを意味している。

<講評>：

本条の趣旨説明であるが、平面的に並べてあるだけなので、やや説得力が弱いように思う。日本の民法典の教科書などでは、まず、公示制度がなぜ必要とされるのかを説明する。これは、「取引の安全」のためであり、第三者を保護するためである。

このために登記が必要であり、その次に登記を備えるように動機付けを与えるために対抗要件主義を採っているという段階的な説明をした方がよい。

研修員の説明のうち、前半は、134条というよりも133条(合意による物権変動)に関する説明であったように思う。ただ、134条は133条とセットの規定であるので、133条に触れて説明した点は良かった。

133条のところの説明で、「合意の時点で物権変動が起こる」という説明があったが、「合意により決められた時点」とした方が正確であると思う。当事者が合意の時点ではなく、金銭を支払ったときとすることもあるからであり、こちらの説明の方が誤解が少なくてよい。

土地法65条とは土地登記局との協議により矛盾はないと思うが、土地法69条とは明らかに異なる立場を採るものであるので、69条との関係についても十分に説明できるようにしておいた方がよい。

留置権は占有だけでよいという説明があったが、占有の事実は外部から分かっていても、占有だけでは留置権が存在しているかは分からない。抽象的にいうと、債権と物の牽連関係に基づいて設定されるものなので、その点も踏まえた説明をした方が分かりやすくなるのではないか。例えば、借家人が修理を頼んだという場合に、借家人が占有していても留置権があるかどうかは外からは分からないことを考慮した上で、説明を考えた方がよい。

不動産の対抗要件と動産の対抗要件は、本当のところは趣旨が若干異なってい

る。228条（占有の移転）により、占有の移転には占有改定も含まれるから、お店のショーウィンドウに物が置いてあっても、その物はお店のものでなく、既に売却されていたり、質権が設定されていたりすることもある。不動産の場合には登記にすべて反映されるので、こうした事態は生じない。そこで、動産の場合には、占有を信頼して買った者を保護しなければならないので、草案の192条（動産所有権の善意取得）で善意取得の規定が設けられている。つまり、134条と192条はセットになっており、全体として動産の取引がスムーズにいくように、この民法典は対応しているという旨を、質問が出たら説明したらよい。

134条2項から占有改定を除けばよいという考え方もあり得るが、それでは非常に不便なわけである。買ったけどちょっと預けておくということは実際にある。そこで、134条2項は不完全な公示ではあるが、192条の善意取得制度を採用することで、全体として便利なものになっている。動産の場合には、占有という公示方法が不完全なため、善意取得制度を定めて、「取引の安全」という究極の目的に資するようにしているわけである。

また、なぜ占有という不完全な公示制度を採用したのかについて説明を考える必要がある。とりわけ担保取引法草案が、ファイリングシステムという、いわば登記を動産にも採用している点との関係で押さえておく必要がある。多種多様な動産が大量かつ迅速に取引されている現代社会においては、ファイリングシステムで権利関係を追及して確認していくことはできないというのが理由である。こうした点は、カンボジア閣僚評議会法律家委員会などでも質問が予想される部分なので、今から準備しておく必要がある。

※ 民法典草案第134条についての法案説明資料発表に対する講評終了後、カンボジア研修員の一人であるパエン・ピッサリー氏から、同氏が名古屋大学で2年間研究したカンボジアの土地紛争に関する研究結果の概要の発表を行った²。

これは、主には日本側がカンボジアの土地所有権とそれを巡る争いに関する理解を深めることを目的として、本研修担当者である筆者からの要望に基づいて行われた。

II 民法典草案764条（担保物権の種類）

（発表をしたグループ）

B グループ

（メンバー）

イーダン（発表者補佐役）

2 パエン・ピッサリー氏の研究成果の詳細は、以下の論文のとおり。

「カンボジアにおける土地所有制度の諸問題 — 現況と将来に向けての一展望 —」

The Cambodian Land Ownership Issues; A Look at the Current Situation and a Perspective for Further Improvement

名古屋大学法政論集 No.192（June 2002）所収

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテアヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

（発表内容）

民法典草案764条は、担保物権の種類についての規定である。今回説明する内容は、条文の目的と理由、条文の趣旨、現行法との比較の3点である。ここでは条文の目的、理由及び趣旨については一つにまとめて説明する。

この条文の目的と趣旨は、社会の変化に従って、特に、それに伴う物権の条件の変化により変わる。そのために、この764条については、国がこのように法律を定めた。この規定では、担保物権については、民法典と特別法以外では創設することはできない。

この条文の第一の目的は、物権の関係を単純にすることである。二つ目の目的は、当事者間の平等を確保することである。三つ目の目的は、登記制度の統制を図るものであり、これも当事者間の平等を図るものである。つまり、だれかが物権について取引したい場合は、登記により行うということである。また、今までの物権の不安定な関係についても安全に取引できることを目的とする。そのため、担保物権の法律は、民法典には五つのことについて定めている。また、特別法があるが、これは商法を指す。商法の中には、担保取引についても定めてあり、これが、唯一法が認めた担保物権である。

担保物権というのは、五つあるが、それは、留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権である。これは、カンボジア旧民法典の635条にも同じことが規定されている。つまり、担保物権について法が認めている。法が認めている担保物権以外は、そのほかに創設することはできない。この点は、草案と旧民法典において共通である。しかし、相違点は、カンボジア旧民法典には担保物権が動産質権と不動産抵当権の2種類しかないということである。新しい草案では、その他に三つが付け加えられている。それは、留置権、先取特権及び譲渡担保権である。これは、社会の進歩、取引の変化、政治や生活の要素、また、当事者の権利を守るために、新草案の中に組み入れたものである。

留置権は法定担保物権であって、修理した債権者は代金を請求するほかに権利を行使できるわけである。その他の担保物権は法定担保物権ではない。例えば、質権は、合意によって成立する。

カンボジアの土地法の197条には担保物権は3種類規定されている。それは抵当権、質権及び証書を渡す形での非占有質である。土地法の中に規定するものは、不動産だけに適用されるものである。一つ目の抵当権は、不動産を引き渡すのではなく、その署名だけ預かるというものである。担保物権の中の抵当権の意味について知りたい場合は、636条に規定がある。また、その関連条文は765条から770条である。

担保物権に関する条文は813条, 840条及び885条である。カンボジアの旧民法典と土地法と民法典草案を比較すると, 草案に規定する担保物権の範囲の方が広がっている。これも社会の変化に合わせたものである。764条を説明するために, 今回いろいろな関連条文を用意したが, 実際に国会で答弁する場合は, 議員に説明するに当たり, 関連条文の主旨, 内容を説明するだけでなく, できれば例を挙げた方が分かりやすいであろう。これは私見である。

(補足説明)

(イーダン)

特に付け加えることはない。カンボジアの国会では, 条文自体に関する質問は少ないが, 国会議員に分かりやすくするため, 関連条文を用意し, 具体的な例を挙げて説明すると承認しやすいと思う。ただ問題なのは, 法案の中では一般生活では使用しない言葉を使用しているのもので, それら言葉の意味を説明する必要がある。法律は, 一般市民にも分かりやすいように書き下ろさなければならないが, それが難しいときには解説を付け加えるべきである。

(質疑応答)

Q: (モン・モニチャリヤ)

留置権について質問したい。留置的効力について裁判所の公的な手続に対しても行使することができるのか。弁済していないという前提で。

A: (ヒー・ソピア)

担保物権とは物に対する権利である。ただ, 担保物権ということが物の直接的な支配につながるわけではない。間接的な支配もあり得る。

物権は, すべての人に主張できる強い権利であり, 排他性を有している。その権利は移転することももちろんできる。留置権もそうした強い権利の一つなので, 行政処分や刑事処分等によって公的な機関が手続を行う場合にも, 行使することができると考えられる。

Q: (モニチャリヤ)

公権力の行使があった場合にも, 留置権を行使することができるのか。

A: (ヒー・ソピア)

そうではなく, 留置権を主張して優先的な弁済を受けることができるというのみである。もちろん, 留置権を主張して引渡しを拒むこともできる。

< 講評 > :

カンボジア旧民法典では動産質権と不動産抵当権しかなかったという説明であるが, 今回の草案では不動産質や権利質も認められているから, 中身はともかく対象が広がっていることを, 説明しておく必要がある。

留置権というのは自分から攻めていく場合には, 非常に弱い権利である。しかし, 守りに入ると非常に強い権利であって, 強制売却によって買受けた者が, 自分に渡せと主張しても, 留置権者は自己の債権の満足が図られない限り引き渡さ

ないということができ、事実上抵当権にも優先して弁済を受けることになる。これが日本の立場である。

例えば、車を盗んだ窃盗犯が修理に出した場合に、刑事手続の中でその車が押収された場合にはどうなるのかについては、留置権は成立するが、押収に対しては応じなければならない。ただし、警察が返す場合には所有権者ではなく、留置権者に返還しなければならないと思う。

日本で問題になるのは、破産法との関係である。日本の民法典学者の中には、被担保債権の弁済がない限り破産者に渡す必要はないと考える者が多いが、実務では破産した場合には、留置権は消滅するという扱いになっている。これは破産という事態が生じた場合には、平等の弁済を図るべきであるという理由による。このように日本では、留置権は守りに強いが、攻めのときには効力を弱めるといふ解釈がなされている。これは政策の問題なので、カンボジアでも議論いただきたい。

法定担保物権は、留置権だけでなく先取特権も含まれることに留意されたい。もう一つ担保物権が法定されている理由として、当事者間の平等が挙げられているが、本当は論理的にはつながらない。第三者との関係での保護と登記に際しての実用性の観点から、メニューが決められているわけである。対世効をもつので、担保物権の内容が取引をする第三者から分かなければならないということである。

III 民法草案1004条（完全養子縁組の成立の方式）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ

ユー・ブン・レン（発表者）

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

1004条の条文は完全養子縁組について規定するものである。また、その関連条文については、1005条から1016条に規定している。裁判官は、養親となる者の申立てにより、完全養子縁組を成立させることができる。この条文の目的は、養子になる子供の教育と生活を保護するためである。なぜかという、一般の社会の中には、子供がいない家族もあれば、多くの子供がいる家族も存在する。子供の多い家庭は、貧しい生活を送っている。そのような環境の中にある子供たちに、よりよい将来を与え、よりよい教育を受けさせるため、救済の観点から、このような条文を規定した。もう一つの目的は、養親となる者と養子となる子の間に、実の親子のような権利・義務関係が法律上生じるようにすることである。また、

両者の利益を守るためでもある。次に、三つ目の目的であるが、カンボジアの現行法では、養子に関する規定の中で、養父母と養子間の義務・権利についても規定している。今回の新草案はその内容を継承するものでもある。

条文の内容について説明すると、初めに、完全養子縁組の「完全」という言葉について説明する。なぜ「完全」という言葉を使うかという点、民法典草案の中には、もう一つ普通養子縁組という言葉があるからである。完全養子縁組は8歳未満の子供が対象で、普通養子縁組は8歳以上が対象である。これに関する規定は1007条の中にある。今回の完全養子縁組は、カンボジアの家族婚姻法の中に規定する養子縁組と異なった点がある。現行法では、養親となる者と実父母との合意と地方自治体（コミューン）等による認証が成立条件となる。また、実父母との縁切りのためには、養子となる子の苗字を養親となる者の苗字に戸籍上変更する必要がある。しかし、新しい草案では、その成立に関して、裁判官の判断に委ねられている。つまり、子の置かれている状況と養親がその子供の生活を十分に保障できるかを裁判官が判断することになる。

また、児童権利条約と憲法の規定を尊重する観点から、完全養子縁組の場合は試験養育期間を設けている。それに関する規定は1010条の中に書いてある。カンボジアの現行法の108条と113条には、このような内容はない。これは、養子となる子の利益保護の観点から、よい規定である。また、現行の家族婚姻法では当事者による合意が必要だが、新しい草案では、たとえ片方の親が合意する意思がなくても、裁判官に養子縁組の申立てをすることができる。なぜならば、もう一方の親が、何らかの理由により意思表示できない場合があるからである。さらに、それに関連して1009条の中に完全養子縁組成立の判断基準が規定されている。

新しい草案では、完全養子縁組は夫婦共同縁組でなければならない。しかし、現行法では、配偶者がいない者でも養子縁組ができる。その違いからみると、新草案の方が優れている。なぜならば、養子となる子は8歳未満であり、養子となる以前は、通常両親がいる環境の中で生活しているので、養子となる場合にも両親がそろっていた方がその子のためになる。そのため、配偶者がいない者が養子縁組をしたい場合には、普通養子縁組をすることになる。

(補足説明)

(スイ・ヌー次官)

補足説明はない。今までカンボジアでは、例えば、孤児院の子どもを養子にしたい場合は、国の行政機関が決定することとなっていたが、新しい草案は裁判所の審査と判断を経なければならない。カンボジアにとってはよい規定である。

なお、一点私の方から先生方に、後ほど講評の際にお聞きしたい点がある。現在、カンボジアでは、外国人が養親となり、カンボジア人が養子となる場合が存在するのであるが、このような場合にも1012条の試験養育期間を置かなく

てはいけないのかということである。

(質疑応答)

Q：(ヒー・ソピア)

ユー・ブン・レン判事の解説はよかったが、時間がかかり過ぎである。1条文が30分かかると、1302か条を説明するには650時間を要する。質疑応答を加えればもっと時間がかかる。養子に関しては、政府から既に政令が出ており、今、外務省を通じて実施している。新しい草案が成立するときその政令と抵触する問題はないのか。

A：(モニチャリヤ)

この草案はこれから閣議で審議される。養子に関する政令も閣議の承認を経て施行されている。草案は現在、国会の審議を受ける段階にきており、これは閣議の審議を受けた際に政令の規定に反しておらず、侵害していない。また、法律は政令より優先順位が高いので、この法律が国会の承認を得た場合、政令は適用しないであろう。

Q：(ヒー・ソピア)

法律は政令より効力があると言うが、草案の効力は外国人による養子縁組に及ぶのか。

Q：(教官)

草案では養親になる者についての国籍は規定していないので、外国人も養子縁組することができるかと解釈できる。草案が国会へ提出される前にこの問題についてはいろんな方から質問されると思うが、そのときは先の解釈をもって説明できると思う。問題は1010条の「試験養育期間」と1016条の「完全養子の出自を知る権利」である。例えば、外国人がその養子を自分の国に連れて行った場合、だれがその試験養育を監督するのか。1016条は裁判所が完全養子縁組に関する記録を保管することとなっているが、カンボジア裁判所は記録を50～100年間も保管することができるのか。

A：(ユー・ブン・レン)

この問題について今までいろいろ議論してきた。これは戸籍登録に関する手続の問題である。現在の養子縁組法では、養子縁組が成立後、戸籍帳簿に登録し、新しい出生証明書を作る。戸籍簿では、養子の苗字を養親の苗字に変え、養子であることは記載しない。教官は裁判所が養子縁組に関する記録を100年間保管できるかどうかについて質問されたが、裁判所には資料の保管所があり、現在、コンピュータシステムが進んでいるので、特に問題はないと思う。重要なことは、裁判所は一連の戸籍登録手続については関与しないということである。裁判所は養子縁組の成立について承認し、決定を出す。戸籍登録担当官は裁判官の決定内容に従って戸籍簿に記載する。

Q：(教官)

しかし、条文の中では裁判所が記録を保管するとなっているが。

A：(ユー・ブン・レン)

これは決定の記録を保管するという意味と思う。その後の戸籍登録と出生証明書等の記録は戸籍担当官の所管になる。

Q：(教官)

私が言いたいのは、1016条の内容では裁判所が記録を保管するとなっているということである。子供が成人になって、自分の出生の事実を知りたいときは、戸籍帳管轄機関ではなく、裁判所に問い合わせるだろう。「裁判所」を「管轄機関」に変えられるのではないか。

A：(ユー・ブン・レン)

この条文は養子縁組の申立ての資料を指す。資料の保管については、資料が多くなると大事な部分だけを残して、その他は処分する。今、コンピュータシステムがあるので、より多くの資料を保存できるだろう。そのため、カンボジア側は日本の関係者にそれらの整備と実施の支援を要請している。

Q：(教官)

条文の「裁判所」という言葉は残すのか。

A：(ユー・ブン・レン)

条文は変えない。戸籍帳は年度末になると裁判所、司法省、市役所に保管する。記録を保管する機関が何か所もあるので、紛失の心配はないであろう。問題なのは「養親になる者」が外国人である場合と海外へ連れて行く場合の「試験養育期間」の監督である。

Q：(教官)

国会へ答弁する前に国会議員の方に分かりやすくするために、「完全養子縁組」と「普通養子縁組」の趣旨、条件、現行法との違い等を説明する表を作った方がよいと思う。

Q：(ヒー・ソピアー)

転縁組に関する規定がないと思うが、転縁組は可能なのか。

A：(ユー・ブン・レン)

転縁組に関しては確かに、認めるか禁止するか規定はない。転縁組を認めている国、認めていない国があると思うが、ドイツのように認めている国も、要件は非常に厳しくなっている。草案には規定はないが、実質的に転縁組となる場合は存在する。完全養子縁組の目的は、子の利益のために、子が将来にわたって生活していけるように配慮するためのものである。縁組成立時に、養親の生活は経済的に安定しており、子に十分な教育を受けさせる能力があったが、成立後にそのような能力を失う場合もある。その場合にも縁組を続けさせるのは、子の利益のためにならないことがある。また、完全養子縁組の場合には、

養親は実親と同じ権利義務を持つことになる。

以上のことを考えると、養親が養子を更に養子に出すことを認めてもよい。ただし、その場合には、裁判所はより慎重な判断をしなければならない。その要件は1013条（完全養子縁組の離縁）に規定されている。

<講評>：

スイ・ヌー次官からの質問についてであるが、国際養子縁組の法制をどうするかというのは非常に重要である。日本では、法例の20条1項で「養親の本国法によること。養子の本国法が養子又は第三者の承諾同意、公の期間の許可等を要件とするときは、その要件も充たす必要がある」とされている。つまり、養親の本国法によることを原則とするが、養子の本国法の要件も守らなければならないとされているわけである。

国際養子縁組という場合には、外国人のカップルがカンボジアの子を養子とする場合も、カンボジアのカップルが外国の子を養子にする場合も、包摂される。現状では国際養子に統一的に適用される法制というものは存在しない。しかし、試験養育期間というのは養子と養親の間に良好な関係が築かれるかどうかチェック・熟慮するために、ヨーロッパ養子協定以来、各国で認められている制度である。多くの国、英仏等では、国に連れ帰った後でも児童福祉機関の監視を受けて、その後で養子縁組の登録をするという仕組みを採っている。

それから、国際条約をみると、1993年のハーグ国際養子縁組に関する条約というものが存在する。これも人身売買を防止するために、国際養子というのはあくまで国内養子で賄えないものの代替であることが規定されている。

国内養子については、試験養育期間は必要である。本来であれば、国際養子の法制の中で、国内養子の要件も充たさなければならないことを明らかにすることが望ましい。ただ、英米仏など多くの国では、身分登録の際にカンボジアでの養子要件だけでは認められないのでダブルチェックが入り、実際には子の利益に反する事態は起こらないと思う。ただし、子の利益についてチェックをしない国もあるので、そうした場合には国際養子に関する法制で、養親側の適正チェックが相手国で行われない場合には、試験養育期間を設けるか何らかのチェック手段を考える必要がある。

試験養育期間のチェックというのは、日本では、民間の斡旋所と、児童相談所という公の機関が行っている。1993年の国際養子に関するハーグ条約、及び国際社会福祉協議会（ICSW）のガイドライン草案というのがあって、養子縁組の斡旋・仲介機関は、国の機関でなければならないとしている。カンボジアでもそうした機関ができれば、国際養子の試験養育機関についてもチェックできるようになると思う。

試験養育期間のチェックが不十分な場合には、裁判所としては縁組を認めない方向に動かざるを得ないだろう。日本でも試験養育期間によるチェック内容は、

必ずしも統一されているわけではない。しかし、原則としては、チェックが不十分な国際養子縁組は認めないということになるだろう。

次に、転縁組についてであるが、起草の際にも転縁組の規定について質問があった。フランス民法典でも、完全養子については離縁が認められていなかったが、1996年の改正によって完全養子を単純養子に変更することが認められるようになった。これは完全養子の場合で子の利益にかなうと判断されたが、その後に遺棄や虐待が認められた場合に子を保護するためのものである。改正の際には、転縁組を認めると、子の家庭の安定が損なわれるという議論は確かにあった。

しかし、本草案では、そうした傾向を踏まえて、1013条で完全養子縁組の離縁を例外的に認めており、実質的には他の国が転縁組として認めている要件をここに取り込んでいるという構造を採っている。あえて転縁組を設けなくても本条で対応できると考えたもので、ユー・ブン・レン氏の説明でよいと思う。

なお、手続としては、必ずしも実父母にいったん返すわけではない。完全養子の養親は実親と同じ権利義務を負うので、完全養子に出すこともできるし、離縁させて実父母との親子間関係を復活させることもできる。ただし、後者の要件は、かなり厳格である。

IV 民法典草案1299条（相続回復請求の内容）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ

ユー・ブン・レン（発表者）

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

1298条「相続回復請求の目的」について説明する。まず「回復」の意味だが、これは相続権のない人がその相続した遺産を相続権のある人に返すことである。取得した遺産以外のものを返すことではない。また、相続人が、相続権がないのに相続財産を取得した者に対して、その返還を請求することがある。相続は法律の規定又は被相続人の意思に基づいてなされる。被相続人が死亡したとき、相続人に自分の遺産を遺贈したいが、相続権のある相続人は相続できず、相続権のない人が相続する場合がある。遺産を相続する人は二通りあり、一つは相続人、もう一つは相続権のない人である。相続権のない人は相続する権利はない。そのため、相続人は相続権のない人を相手に遺産の返還請求ができる。また、相続人は遺産相続したが本当の相続分より少なく受け取った場合、遺産を多く相続した人に対して不足分を回復請求することができる。

また、1299条2項の趣旨は、相手が相続財産を処分した場合でも、その処分が

ら得たものも相続回復請求の対象となる。これは相続財産が処分により原形を残さなかった場合に相続人を保護するものである。

1300条は相続回復請求の相手が善意である場合と悪意である場合についての請求内容を規定するものである。例えば、相手が自分を被相続人の子供であると思って相続をしたという場合がある。又は、相続人が自分の兄弟は二人だけとっていたが、被相続人にはその他にも子どもがいた場合がある。そのため請求内容は善意である場合と悪意である場合とは内容が異なる。相手が善意である場合、相続人は相続財産から得た果実及び受領した利息を回復請求することができない。相手は悪意である場合は果実及び受領した利息を回復請求することができる。また、相手が悪意の場合はその弁済した相続債務等について、善意の相手と違いそれらの償還請求ができない。この点はカンボジア旧民法典623～626条に似ている。1301条は相続人が相続回復請求できる期限について規定している。

(質疑応答)

Q：(ヒー・ソピア)

説明の中では相続回復請求権に二つの類型があるということであった。

一つは、相続する権利が本来ないにもかかわらず、あるとされて財産を受取ったという場合である。この点については我々の中で対立があるわけではない。

もう一つは、本来は相続権のある者が、何らかの理由で相続を受けることができなかったか不十分なものしか得られなかった場合に、他の相続人がその分多くを取得しているという事例は、相続回復請求の対象となるのか。なるとすればその根拠は何か。

A：(ユー・ブン・レン)

文言上は後者の場合も排除されることはないと思う。A B が相続人で、X の遺産を2分の1ずつ分けたという場合。しかし、実際には相続人Cがいて、相続開始を知らずA B だけで分けられたものであった場合、Cは、A B がそれぞれ多く取得したものについて、相続回復請求できるのではないか。

これに否定的な意見が出るのは、Cを含まない遺産分割は無効であって、分割のやり直しを請求できるという考え方によるが、分割はいつまでも請求できるので、それではA B の財産状態が長い間不安定な地位に置かれることにならないか。既にA B が処分してしまっている場合もあるだろう。いずれにしても旧民法典623条・624条は、隠匿した者等広い範囲の者に相続回復請求を認めているが、これは広すぎる。本草案は、これらは相続回復請求の場合ではないとした。起草者の意図は必ずしも分からないが、ただ2番目の類型を含めても別によいのではないかと思う。

Q：(ヒー・ソピア)

相続人は相続財産全部を請求できるのか。それとも遺留分だけか。

A : (ユー・ブン・レン)

この点をはっきりと区別しなければならない。法定相続の場合は、被相続人の遺産が30リエルで、相続人が2人の場合は1人15リエルを相続することになる。つまり、例えばA、B共に15リエルだが、Cも相続人であったのに相続をしなかった場合は、CはAとBに対して、それぞれ5リエルを相続回復請求できる。しかし、遺言相続の場合は被相続人の意思に従うので、遺留分の請求になる。

Q : (ヒー・ソピア)

Cがあくまでも遺産の分割のやり直しを裁判所に求めてきたとき、相続回復請求として金銭で解決してよいのか。

A : (ユー・ブン・レン)

遺産分割の方法というのは、だれがどの財産を受取るのか決めること。ただ今の例だと、ABが処分してしまった後に財産の分割を求めることはできないであろう。ただ、その財産の価格は表わすことができる。Cが遺産分割を要求しても、既に処分されたものはできない。換価されたものであれば、その額を分割するということができるが。ABで15ずつ分けた場合には、Cに5ずつ金銭で払えばよい。これに問題は全くないと思う。私はこのように考えるわけであり、実際には金銭によるほかないと思うのだが。

コメント : (教官)

カンボジアでは国会議員が1条ずつ質問するそうだが、関連する条文についてはまとめて説明した方が分かりやすい。

A : (ユー・ブン・レン)

国会での答弁は、初めのころは大変だが、議員の方がある程度分かってきたら該当する条文だけ説明する。「相続回復請求」は全部で4か条ある。それぞれ関連するのでまとめて説明する。該当する条文を議論するときに(関連するが)既に承認された前の条文を持ち出して議論したい場合は、国会議員に対し、その条文は既に承認されたことを告げ、解説しない。また、手続について質問される場合は民訴の答弁のときに解説する。ただし、これは私個人の考えである。

<講評> :

相続回復請求の中身であるが、不動産で登記の名義が違っていれば、名義を変更する、更正登記を行うといったことになる。遺産分割が既に行われていれば、再分割請求ということになる。日本で問題になるのは、戸籍に書いていないのの後で子どもであることが判明するという場合等である。本来の趣旨は、相続資格を巡って争いがある場合に、できるだけ早く解決しようとするものだと思う。つまり、相続権があるようにみえる者について権利関係の安定を図るものである。

日本でも議論になるのは、共同相続人間の問題。先の2番目の例で、Cに分けた分が不足していた場合と、Cに全く分けられなかったという場合。基本的な考

え方は、Cがいることについて共同相続人が善意・無過失であった場合には、5年を超えたら請求できないとするものである。日本の裁判所は、相続回復請求権の規定が1か条しかないので、かなり絞った形で解釈している。相続分を超えて財産を取得している者がいる場合には、再分割請求という形で請求するのが原則である。以上は日本についての説明で、本草案ではそのような混乱を避けるために、表見相続人の場合だけに適用することを規定している。1299条1項である。

遺産の再分割の請求の消滅時効について補足すると、相続財産が物として残っている場合には、所有権に基づく請求権と同じで、いつまでも請求することができる。しかし、処分されて金銭となったものについては、通常の債権消滅時効の5年にかかると考えられる。

全体の説明自体はよかったと思うが、解釈上問題となる部分についても、あらかじめ十分に整理しておかれない。再分割請求とかかわる制度が幾つかあるので、それも整理いただければよいと思う。

(2) 民事訴訟法典草案編

I 民事訴訟法典草案26条（事件の分配）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ（発表者）

ユー・ブン・レン

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

民事訴訟法典草案26条は「事件の分配」について規定するものである。事件の分配は、事前に決められた方法によって自動的に担当裁判官を決定する。これはカンボジアにとっては新しい規定である。条文の目的は以下のとおりである。

- ・裁判官の中立性の保障
- ・裁判所の行政執務の秩序の保障
- ・法の安全と透明性の保障

裁判所長は事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序について、毎年あらかじめ決定でこれを定める。このような方法にすることによって、裁判官や裁判所長が、自分の担当したい事件だけを選ぶことを防ぎ、裁判の公正さを保つ。また、当事者が自ら担当裁判官を選ぶ、英語でいう **Judge Shopping** を避けるためでもある。また、裁判所の中に派閥主義が生じることもある。決定で定められた裁判官及び代理順序である場合を除いて、変更することができないとなっている。これは一人の裁判官の事務が多すぎる場合、転任した場合、長期にわたる欠勤等の場合である。このような場合の変更でも、裁判所長の決定によって定

める。

事件の分配については、今まで司法省通達4号に従って行っている。今までの分配の仕方を見ると多くの欠点が存在する。それは官僚主義や派閥主義をもたらし、当事者が自ら担当裁判官を選ぶ機会を与えてしまう。また、多数の事件を担当する裁判官と担当する事件が少ない裁判官ができ、事件の解決が進まない原因になる。そのため、26条の規定は既存のものより優れている。

(質疑応答)

Q：(ヒー・ソピア)

「法の安全」と「透明性」という言葉の意味は何か。

A：(モニチャリヤ)

それは、裁判所が国民に対し、正義を与えるという司法上の安全である。国が戦争するときには国家の安全又は社会の安全というが、国が平和の状態にあるときは法の安全という。つまり、国民が司法を信用することをいう。この言葉は国家計画の中にも使われている。

Q：(ヒー・ソピア)

26条の「事件の分配」の方法は問題ないと言ったが、それよりよい方法があるのではないか。また、ある事件が、ある裁判官の担当になったときに、その担当を阻止されることは起こり得る。

A：(ユー・ブン・レン)

それぞれの条文は優れた点と欠点がある。しかし、条文を規定するときには、今まで行われてきた方法を維持しながらより良く改善していくのが普通である。26条は今までの方法より良く改善されている。条文では、裁判所長が訴状を受理すると解釈するかもしれないが、実際は書記官長が受理する。訴状が受理された日時や期日等についての記載を十分に監督しなければならない。この条文については、国会ではもっといろいろな質問があると思う。恣意で事件の分配をしたい裁判所長にとっては理解し難いであろう。

Q：(ヒー・ソピア)

説明を聞いて、この条文を受け入れられると思う。

次に、3項において、特別なケースにおいては年度毎の決定を変更できるということになっているが、これはどのような変更か。分配のルールを変更するのか、それとも個々の事件の担当裁判官を決定するということなのか。

A：(モニチャリヤ)

これについて我々の中でも判断できないところだが、我々の考えを説明した後で先生方の御意見をお聞きしたい。新しい事件が起こって、裁判官A B C Dと順番に事件が配分されたとする。このうちB裁判官がどこかに転任した場合、Bが担当していた事件を他のA C Dに配分する必要が出てくる。係属していたB担当事件については、事件番号の若い順からA C Dの順で配分することにな

るのではないか。

Q：(イーダン)

新しく若い裁判官が赴任してきた場合にはどうするのか。

A：(モニチャリヤ)

その場合には、後任の者にすべての事件を振り分けるということもできるし、新たに分配し直すということもできるのではないかと私は考えている。

Q：(ヒー・ソピアー)

例えば、転任の場合には、どのような順序で分配をし直すのかを裁判所長が決め直すのではないかと思う。

<講評>：

この条文の説明について、従来のカンボジアの制度と比較した上で規定の重要性を分かりやすく説明いただき、よかったのではないかと思う。

26条の規定であるが、この規定が定めているのは、裁判官が今持っている係属している事件の分配というよりは、将来起こされる事件の分配とそれに差し支えがあった場合の規定であって、裁判所が既に受けた事件の分配に直接関するものではない。

しかし、裁判官が死亡したり精神病になった場合等について、分配する必要が出てくる場合があると思うので、そういう事態が起きたときに変更するのではなく、そのような場合にはどうするかについて年度毎の決定で、あらかじめ定めておくことがよい。

次に、転任の場合には、実務の上では、なるだけその裁判官が任期内に終わることが求められる。直接主義の要求である。しかし、どうしても終わることができない場合には、御指摘の問題は起こり得る。そのときに、Bの事件をACDに配分する場合に恣意的であっては困るので、26条の精神に則って配分することが好ましい。その意味でモニチャリヤ氏の説明は基本的には正しい。

ただ、先程のモニチャリヤ氏の説明では、既に受理した事件の再分配の問題と、これからやってくる事件の分配の問題について、明確な区別ができてなかったように思う。他の方に説明する場合には、その点の区別を明らかにした方がよいと思う。

また、Bが転勤して、その代わりにEという裁判官が来た場合にどうなるのかという質問が、イーダン氏からあったと思う。裁判官の定員が確保され埋まっているという前提に立てば、ABCDEも訴訟法上の裁判所を構成できる裁判官なのであるから、Bの担当事件はEが引き継ぐということでよいと思う。分配のルールを変更する必要はない。ただし、Bの転勤によって定員が埋まらないという状況が生じたときには、他の裁判官に分配し直すことを考えなければならない。

一つこちらから、カンボジアでも出るかもしれない質問をしたい。かつての現地ワークショップでも出された質問である。それは、例えば、B裁判官が病気に

なったり転任したという客観的に見て裁判ができないという理由ではなく、B 裁判官の能力不足により処理しきれない数の事件を担当することになってしまったという場合である。

A : (モニチャリヤ)

ある特定の裁判官が事件を担当できない、あるいは回避によって担当しないという場合についても、所長の毎年の決定によって定められる。その場合の代理順序も決められている。

Q : (ユー・ブン・レン)

この質問に対しては、確かに挙げられる質問であると思う。私の方でも答えてみる。確かにカンボジアでは裁判官の能力のばらつきが大きい。能力の差だけでなく、事件の複雑さが違うこともあるかもしれない。そうした場合、その裁判官から事件を取り上げて再分配するということもあり得るが、それは恣意的な分配につながるおそれがある。

しかし、事件の迅速な解決というのも民事訴訟法典が理念とするところであり、事件が滞ることは好ましくない。そこで、ある裁判官に一定限度以上の事件が割り当てられているという場合には、遅い順の事件の方から、いったん事件を取り上げて、毎年決定されるルールに従って再分配するというのがよいのではないか。

A : (モニチャリヤ)

それは司法行政の変更に関わるものである。決められたルールに従って自動的に事件が配分されると、特定の裁判官に多くの事件を担当させてしまうという場合には、所長はルールを変更することを認めるべきだと思う。

< 講評 > :

非常に充実した議論であったと思う。やはり既に分配した事件を取り上げて分配し直すという極端な方法よりも、新件の分配の調整で対応する方が望ましいと思う。いずれにせよ事件内容を見て決めるのではなく、事件番号等、客観的なものに基づいて分配することが大切である。

Q : (ヒー・ソピアー)

事件があらかじめ決められている順序により A B C D と分配された場合に、たまたま B D の事件が、当事者は違うが事件の内容が同じ場合には、訴えの併合をして、本条 3 項の変更を認めることができるか。99条により、裁判所は決定で事件の分離併合をできるとあるが。

A : (モニチャリヤ)

事件の併合がなされた場合には、やはり若い順の事件の方を担当している裁判官が担当することになるのではないか。

<講評> :

今の質問は大変いい質問である。99条によれば事件の併合ができるとしているが、99条それ自体は同じ裁判官が審理している事件があつて、争点が同じ場合には併合して審理できるということを規定している。したがって、別の裁判官が担当している事件について併合したいという場合には、26条によって事件の分配を変更し、同じ裁判官に担当させて、その上で併合の決定をすることになる。

今のような事例はたびたび起こることであろうから、年度毎の決定において、このような場合には事件の担当を変えることができる旨を定めておいた方がよいのではないかと思う。

II 民事訴訟法典草案80条（最初の弁論準備手続期日の指定）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ（発表者）

ユー・ブン・レン

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

80条の目的を説明する。これは「第一回の弁論準備手続期日の指定」の規定である。その目的は、次のとおりである。

- ・対審主義の保障

裁判所は当事者を呼び出さなければならない。

- ・裁判官に尋問の権限を与える。

裁判官は当事者を呼び出し、尋問する権限を有する。

- ・迅速的に事件を解決する。

裁判所は、訴えが提起された日から30日以内の日に、弁論準備手続の期日を指定しなければならない。

弁論準備手続は、当事者に対し、提出すべき準備書面の作成、防御の準備や証拠集めのための期間を与えるものである。この弁論準備手続というのは、現行の調査手続とやや似ている制度ではある。調査手続が本審の前に置かれるのと同様に、弁論準備手続も口頭弁論の前に置かれる。しかし、この弁論準備手続においては、当事者が何を求めているのかを明らかにしなければならず、これは当事者の責任で行われる。裁判官が当事者が何を求めているのかを積極的に探るというものではない。

弁論準備手続の行われた日には、当事者は改めて資料を提出することができない。これについては92条に規定している。97条に基づいて、弁論準備手続の期間中、和解をすることが適切でないとは判断した場合を除いて、裁判所は訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。カンボジアの裁判所が1982年に出来て以来、我々は司法省の民事訴訟手続に関する通達4号及び婚姻家族法に基づいて裁判を行ってきた。草案の弁論準備手続は通達4号の内容と似ているが、証拠調べについては裁判官の権限であり、また、その活動は大変積極的である。それは終戦間もないカンボジアの社会状況に合わせた規定である。国民の生活が貧しく、自分で証拠収集する資力がなく、また、法律家という人材も不足していた。新しい草案では証拠集めは当事者の責任であると規定している。これはカンボジアの現在の社会状況と司法制度の公正にかんがみてこのような規定をしている。

同通達4号では、原告が2回出席しない場合は訴訟を放棄したとみなし、また、裁判官が必ず和解勧告をしなければならないとなっている。

従来の通達4号において、裁判所は積極的な調査を行ってきた。これは当時としてはやむを得ない処置であったと考える。通達4号・婚姻家族法では、非常に厳格な和解前置主義を採用してきた。これを我々の草案に当てはめるとすると、弁論準備手続の前に置かなければならないことになるが、和解を必ず試みなければならないとすると、当事者に和解をする気がない場合にも和解を試みなければならないとすると、迅速な裁判が阻害される。そこで我々の提案では、厳格な和解前置を採用しないことにしており、適当であると考えている。

新しい草案では裁判官は和解を試みるが、和解が適切でないとは判断したい場合は和解をしなくてもよいとなっている。80条2項の30日以内に期日を指定しなければならないことについてであるが、今のカンボジアの通信現状を見ると適切である。

<講評> :

今の発表は非常に充実していた。これまでの手続と似た点もあるが、はっきりと異なるという点も説明されていたので、これでよろしいのではないかと思う。

Q: (ユー・ブン・レン)

26条についてお聞きしたい。今回の草案では合議制が認められているが、この合議体の編成・組織についても、決定により3人を自動的に割当て、順番の若い者を裁判長にするということになるのか。

<講評> :

今の質問に答える前に日本の制度について説明しておきたい。日本では下級裁判所事務処理規則によって、裁判所には「部」というものが置かれる。日本の場合には、例えば、3人で構成される部があれば、その部の長をあらかじめ決めておき、そのあらかじめ決められた長が、合議事件においては、裁判長となる。

事務処理規則6条との関係であるが、どの順序で各部に事件が分配されるかという点も毎年度定められる。そして、その順序により分配されて、合議体のときは部長が裁判長になるわけである。ただし、日本の場合、最高裁については異なる。最高裁は、15人が5人ずつの小法廷に分けられるが、裁判長となる者は持ち回りで順番に変わっていく。

Q: (ヒー・ソピアー)

カンボジアでは部がないので、部の単位で事件を受けるというのはできないのだが、その場合には、26条の解釈により、順番の若い者が裁判長になると解することはできるだろうか。

<講評>:

26条の分配に関する規定と23条の合議制の規定との関係について説明したい。日本の26条に相当する規定の運用については、部に配分した後で23条により合議体にするか単独制にするか判断する。これが日本の扱いである。

ただ、カンボジアでは、特に地方の裁判所では部を構成できるほどの人数がないこともあるので、26条により個々の裁判官に事件を分配していくという解釈になろうかと思う。したがって、第一次的には、すべての事件が単独の裁判官に割り当てられる。次に、これを合議にする場合には、23条2項の1号と2号で区別する必要があると思う。2号は法定合議事由であるので、26条の毎年度の決定において、機械的に3人の裁判官を選ぶ方法を、あらかじめ決めておかなければならないと思う。次に23条2項1号の場合。裁定合議の場合であるが、こちらについては500万里エル以上の訴えが起こされた場合には、やはり26条の年度の決定により、機械的に3人に分配され、その3人で合議体で審議すべきかが協議される。合議体によらないことになった場合には、元の個人の裁判官を決める順序によって配分することになる。

III 民事訴訟法典草案95条（判決の基礎にすることのできる事実）

（発表をしたグループ）

B グループ

（メンバー）

イーダン（発表者補佐役）

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテアヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

95条に関する解説はとても簡単である。これは、判決の基礎にすることのできる事実についての規定である。この条文は、裁判所は、いずれの当事者も主張しない事実を判決の基礎に採用することはできないという規定であり、非常に短い規定となっている。

この条文の目的は、一般私人の権利を守るためのものである。当事者が訴訟を起こした場合や自分の利益を守りたい場合、自分の責任において自由に行動する。裁判所はその手続に関して指導する立場であり、証拠収集などは行わない。この条文の趣旨は、法案の3条及び5条と同じである。それは、訴訟における当事者の主張については、当事者の権利であり、義務でもある。そのため、裁判所は当事者の主張した事実に基づいて判決を出す。これは、当事者の利益を守るためである。当事者の主張しない事実について、裁判官が自ら調査して判決に記すことはできない。当事者が主張していない事実については、当事者にとっては不利益を被ることになるので、裁判所は当事者の主張する事実に基づいて判決を出す。これは当事者主義による裁判を行うということである。ある当事者は債権者であり、また、担保物権者でもあった場合、当事者が債権者であるとのみ主張しているのに、裁判所の判断で当事者が担保物権者であることまで採用すると、当事者に不利益になる。カンボジアの司法省通達4号を見ると草案の95条の内容とほぼ同じである。今の裁判所は草案95条に規定する内容に従って判決を出しているが、少ないが一部の裁判所では、職権により判決を出している。95条の解説に関連する条文は草案の2条と123条に書いてある。

(質疑応答)

Q：(モニチャリヤ)

95条はカンボジアの新しい民事訴訟法典の条文だと言ったが、ではこれまでどのようなことを行ってきたのか。

A：(ヒー・ソピア)

新しいという言葉には、新たに出来た条文という意味と改善されたという意味の二つがあると思う。説明したのは後者である。

Q：(モニチャリヤ)

条文の中では、当事者が主張する事実だけが判決の基礎になるとあるが、そうすると当事者は自分の責任で証拠集めをしなければならないことになるが、この条文は今のカンボジアの社会に適切だろうか。当事者にそのような能力があるだろうか。また、法案の中にそのような人たちを助けるような条文があるのか。

A：(ヒー・ソピア)

民法典は国民の利益を守る法律である。民法典の権利を実現する段階になると、民事訴訟手続で対応することになる。事件が起きた場合、当事者でない人が事件に関与することはあり得ない。民法典にも書いてあるが、例えば、利益を侵害された場合は、利益を守るため訴訟を起こす。これは個人の自由である。

(一般的に裁判に頼るであろう)。当事者は自分の権利と義務を果たすことができ、自分の利益・不利益について責任を持つ。これは民法典及び民訴法典の中にも規定されているが、個人は自分の行動に責任を持たなければならない。

Q：(ユー・ブン・レン)

当事者が主張する事実が、ある別の主張に関連していて、その主張を超える部分についても、裁判所が事実を認定するということはできるのか。例えば、離婚を求める訴えがなされて、離婚事由の有無について当事者が主張しているのに対して、子をだれが引き取るかということについてまで裁判所は判断できるのか。

A：(ヒー・ソピア)

まず請求と事実について触れておきたい。事実と請求は区別される。95条は、事実に関する認定のみを定めるものである。これでよろしいか。

<講評>：

今のソピア氏のお答えでよいが、182条2項とも関連する。先の例で言えば、当事者が自分が子どもを養育したいということを主張しない限り、その点について裁判所が判決をすることは許されない。

95条の当事者が主張した事実というのは、どのような細かい事実であっても、裁判所は主張がない限り判決の基礎とすることはできない、ということになるのか。

A：(ヒー・ソピア)

95条にいう事実とは何か起こったという事実であると理解している。この起こった事実が何らかの法的効果をもたらす場合に、当事者が請求できるわけであるので、証拠というものは異なる。証拠というのは当事者が主張する事実を裏付けるために提出するものである。

<講評>：

今の説明は、事実と証拠の区別の説明という点では的確なものであったと思う。ただ、私が質問したのは、間接的に請求を基礎付ける事実と関連するものがあるのではないかということ。例えば、契約が締結されたという場合に、消費貸借契約の意思表示がなされた、あるいは金銭の交付がなされたという事実は、請求を直接基礎付ける事実である。そうではなく、締結日前にお金に困っていたが、締結日後に金回りがよくなったという間接的な事実が認められる場合には、そうした事実も裁判所は、判決の基礎とすることはできないのか。

A：(ヒー・ソピア)

金銭消費貸借があったとされる日以降に金回りがよくなったという事実について。二つの考え方がある。一つは消費貸借契約があったという事実を裏付ける証拠と考えるものである。もう一つには、契約があったという事実を間接的に表わす事実と考えることもできる。

<講評>：

ソピア氏のおっしゃるように、証拠と主張を区別しなければならないというのはその通りである。

ただ、先ほどの質問は、次のような場合である。例えば、ブン・レン氏がモニチャリヤ氏を訴えた。3月15日に自動車事故でけがを負わされたという理由で。実は、事故は確かに起こったことが判明したが、3月16日のものであった。この場合に、裁判所は16日の事件を認定してもよいのか。

A：(ヒー・ソピア)

95条の「当事者が主張しない事実」という文言の解釈だと思う。交通事故が起こったことを当事者が主張している。その後の証拠調べによって事故があったことは分かったが、日時だけが若干異なっていたという場合、当事者が主張する日時が誤っていたと考えて問題があるだろうか。日時が異なるということをもって、事故があったという事実を全部なかったことにするのは適当ではない。全体として請求を基礎付ける事実が認められるのであれば、些細な部分について誤りがあっても認定してよいと考える。もちろん、日を変えて同じ人が事故にあったということも考えられるので、そのときは前者の事故を認定すべきであると思う。

<講評>：

十分な理解をされていると思う。些細な事実の食い違いは95条に含まれないということが理解されていればよい。

IV 民事訴訟法典草案124条（証拠調べ）

(発表をしたグループ)

B グループ

(メンバー)

イーダン（発表者補佐役）

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテァヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

(法案説明資料とその発表内容)

まず124条は1項で、証拠調べは当事者の申出により行うとなっている。裁判官は、申出のあった証拠についてだけを調べるもので、私的自治のあらわれである。

そして、第2項では、裁判所は当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないとき、その他必要と認めるときは、職権で証拠調べを行うことができると規定している。民事訴訟法典の中の重要な原則では、証拠提出は本人の申出によって行うとなっている。したがって、だれかが代わって証拠を提出することはできない。また、民事訴訟法典では、当事者は自分の行為につき責任を持つとなっている。

しかし、今カンボジアの現状を見ると、経済面もそうだが国民の知的レベルも低く、特に、訴訟に関する手続、事実主張あるいは証拠収集に関する知識がないため、自分で行うことは難しい。また、多くの国民は弁護士を依頼する資力がな

い。弁護士の数も少ない上に、大部分の弁護士は都市に集中しており、田舎で弁護士事務所を開業することは好まない。そのため、124条は特別なことを規定している。原則は当事者の申出によって行うが、明確な条件付きで例外も認めている。

現在は、カンボジア司法省通達4号には、「15日以内に証拠を提出しなければならない。提出しなかった場合には、その者の不利益とする。」という趣旨の規定がある。しかし、実務の現状では、裁判官が職権で証拠調べを行っている。このような事情から、限定的ながら124条2項の規定を置いた。

注意すべきなのは、いつでも職権による証拠調べができるわけではなく、当事者が申し出た証拠だけでは判断できない場合など、限られた場合にのみ行われることである。裁判所は事実についての主張を真実と認めるべきか否かの判断ができないとき、また、その必要があると認めたときにのみ、職権で証拠調べを行う。

124条の2項は、カンボジアの現状にかんがみて例外的に設けられた。法律は社会の現状に合わせて作らなければならないため、この規定はカンボジアの現状に合わせて作ってある。

したがって、証拠収集に関する人々の能力が上がれば、将来的には適用を少なくし、廃止することも考えられる。カンボジアの社会が発展すれば、124条の2項は削除すべきである。なぜならば、職権で証拠を収集する場合は、国の機関によるものとなるが、社会が貧しくない状態であれば、個人で行う方がよいと思うからである。

(質疑応答)

Q: (ユー・ブン・レン)

95条にも124条にも事実という言葉があるが、これは何か。

A: (ヒー・ソピア)

事実とは、紛争が発生したことである。どういった紛争が起こったかである。その起こった紛争が事実である。例えば、朝から晩まである人がしてきたことがすべて事実である。例えば、AがBに対して借金の返済を申し立てる。この借金は2002年1月1日にAがBに対して貸し付けたという場合には、これは事実である。借りたという証明が証拠であり、これが調査の対象となる。この事実以外のことを裁判官は判決に反映させることはできない。

Q: (ユー・ブン・レン)

もう一つ争点という言葉があるがこれは何か。

A: (ヒー・ソピア)

先の例をとると、一方は返したと言い、他方が返していないと言った場合、お金を貸したというのが事実であり、返したかどうかというのが争点である。当事者が自白したことについては、それ以上に裁判所は証拠の提出を求める必要はない。争点となるのは、事実の中の一部である。しかし、ときどき事実全体が争点となる事件もある。例えば、AはBにお金を貸したと言うが、Bが全

面的に否定した場合である。

Q：(ユー・ブン・レン)

当事者による証拠調べの申立てと職権による証拠調べでは、その費用について差があるか。

A：(ヒー・ソピア)

まず現状について説明すると、現在のカンボジアでは、職権による証拠調べでも当事者に費用を負担させている。争いになっている土地まで出掛けて検証するというのも、裁判官の日当等を当事者に負担させている。このような状況では、裁判官による無制限の証拠調べの費用を、すべて当事者が負担することになり、これは今回の条文案とは相容れない。職権による証拠調べの費用は国庫の負担とすべきである。

ただ、現状では裁判所の予算は少ないので、このような証拠調べのための費用は乏しい。例えば、今年の裁判所に割り当てられた予算は、総予算の0.03パーセントである。そのような状況にあるとしても、職権による証拠調べについては国庫が負担すべきである。

Q：(モニチャリヤ)

証拠調べの申出をした者が、経済的に困窮しており費用が払えないために証拠の申出ができないという場合が考えられるが、そのような場合について何か規定はあるのか。

A：(ヒー・ソピア)

民事訴訟法典草案第69条に費用が払えない貧しい人に対する救助の規定がある。また、第70条にその内容についての定めがある。

<講評>：

第124条の説明については的確であったと思う。

第124条2項は、カンボジアの現状を考慮したもので、将来的には廃止すべきものという点についても、そのとおりであると思う。

ただ、Aグループから質問があった職権による証拠調べの費用については、そのような考え方も分かるが、現在の民事訴訟法典草案では、62条で、当事者又は事件関係人が納めるものとしており、職権によるものであるか否かで区別をしていない。しかし、裁判所からすれば、職権による証拠調べの費用を当事者に負担させるのは気の毒であると考えられるだろう。その意味でも、124条2項の適用は、積極的になされるべきではないと言える。

7 最後に

日本が起草支援をしてきた民法典・民事訴訟法典の草案は完成したが、今後、両法案の立法化に向けては、閣僚評議会での審議や省庁間協議、そして国民議会での審議などが必要となる。また、無事に制定・施行されたとしても、その運用が円滑に行われるようにな

るには、まだ相当の期間を要し、今後も我が国の支援は継続されることになる。

今後、カンボジア側が、日本の経験や研修の成果を活用することにより、両法案の立法化と両法の解釈・運用を担う人材の育成が進展し、両法がカンボジア社会に根付く日が一日も早く訪れることを期待したい。



作業計画を作成するBグループ



Aグループ発表



Bグループ発表



研修開講式

別紙1

カンボジア法整備支援研修日程表

月 日	曜	10:00		14:00			備考
		12:30		17:00			
3 /	月	オリエンテーション		所長表敬	記念撮影	事務次官表敬	
24							
3 /	火	講義：日本の立法手続 法務総合研究所国際協力部教官 田中嘉寿子		講義：法令立案の手法について 衆議院法制局第五部第一課参事 片山敦嗣			
25							
3 /	水	講義：民事立法実務 法務省民事局付 一場康宏		演習：作業計画 法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正			
26							
3 /	木	講義：法案の国会提出に向けた準備作業について 法務省民事局付 高原知明		演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正			
27							
3 /	金	自由研究					
28							
3 /	土	休み					
29							
3 /	日	民事訴訟法施行附則の解説 長野地方裁判所長・家庭裁判所長 柳田幸三					
30							
3 /	月	民法条文解説 明治大学法学部教授 新美育文		演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 田中嘉寿子・黒川裕正			
31							
4 /	火	民事訴訟法条文解説（不動産執行について） 駿河台大学学長 学習院大学法学部 竹下守夫 教授 松下淳一		民事訴訟法条文解説（不動産に対する担保権実行について） 一橋大学大学院法学研究科 大阪市立大学大学院法学研究科 教授 上原敏夫 教授 高田昌宏			
1							
4 /	水	自由研究					
2							
4 /	木	民法条文解説 一橋大学大学院法学研究科 教授 松本恒雄		民法条文解説 学習院大学法学部 教授 野村豊弘			
3							
4 /	金	民法条文解説 徳島地方裁判所長・家庭裁判所長 南敏文		愛知大学法学部 助教授 本山敦			
4							

4 / 5	土	休み		
4 / 6	日	早稲田大学法学部 教授 浦川 道太郎	愛知大学法学部 助教授 本山 敦	
4 / 7	月	演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕正	演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕正	
4 / 8	火	演習：法案説明資料まとめ 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕正	演習：民事訴訟法の法案説明資料への講評 一橋大学大学院法学研究科 慶応大学法学部 一橋大学大学院法学研究科 教授 上原 敏夫 教授 三木 浩一 教授 山本 和彦	
4 / 9	水	演習：民法の法案説明資料への講評 明治大学法学部 上智大学法学部 教授 新美 育文 教授 山本 豊	演習：民法の法案説明資料への講評 明治大学法学部 早稲田大学法学部 教授 新美 育文 教授 棚村 政行	
4 / 10	木	演習：作業工程の作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕正		
4 / 11	金	資料整理	評価会	閉講式
4 / 12	土	帰国		

カンボジア法整備支援研修員名簿

1	スイ ヌー
	Mr. SUY Nou
	司法省次官
2	イーダン
	Mr. Y Dan
	司法省次官補
3	モン モニチャリヤ
	Mr. MONG Monichariya
	最高裁判所判事
4	ヒー ソピア
	Mr. HY Sophea
	カンダル州裁判所所長
5	ユー ブン レン
	Mr. YOU Bun Leng
	控訴裁判所判事
6	チャン ソテアヴィ
	Ms. CHAN Sotheavy
	司法省民事局長
7	スン パニャヴット
	Mr. SOEUNG Pahnvuth
	司法省検察局長
8	パエン ピッサリー
	Mr. PEN Pichsaly
	司法省判事

研修監理員：那須芳恵

主任教官：黒川裕正 事務担当：外尾健一

カンボジア法整備支援研修の内容

種別	科目名	日数	講師	目的 (研修員が達成すべき目標)	主な項目	主な内容	
						具体的な内容・進め方(例)	留意点
1	講義 日本の立法手続	0.5	法務総合研究所国際協力部教官ほか	日本の立法手続の全体像を学ぶ。	① 日本の立法手続概要 ② 立法審査所管官庁(内閣法制局、衆議院法制局等)の組織・役割の概要	主に、公表されている資料を基に、概要を説明する。	総論的・漸入的な講義を行い、その後に行われる講義・演習の内容が理解しやすいようにする。
2	講義 法令立案の手法について	0.5	立法審査所管官庁	法律案を作る上での留意点を学ぶ。	① 法律案作成上の留意点概要 ② 法令用語統一の意義・必要性 ③ 法案審査の手法	法律を作る際に特に留意しておくべき事項(法令用語の統一等)は何か。また、これらを守らなければならないような事態が起こり得るか。その法律で使う用語についてどのような基準で審査するか。 * いずれも、具体例を挙げて説明。	
3	講義 民事立法実務	0.5	法務省民事局参事官室(カンボジア民事局委員会)	関連法規制定の必要性と手法を学ぶ。	① 民事局参事官室が行っている法改正概要 ② 関連法規の改廃等 ③ 各省協議の概要	法制定・改正をする場合に必要となる施行法、付則(経過規定)、政省令、通知などの意義や手法。 他省庁との協議の概要。 * いずれも、具体例を挙げて説明。	民法、民事訴訟法関係の法改正の経験談の紹介があるとなおよい。 具体例は、建物区分所有法などがよい。
4	講義 民事訴訟法条文解説	1	カンボジア民事訴訟法部会委員	不動産執行に関する条文の再確認。	不動産執行	条文案について、民事訴訟法部会委員(日本の大学教授等)が解説し、質疑応答を行う。場合によっては、条文案の修正についても検討する。	特に難しい不動産執行の条文でまだ十分に理解されていないものについて、補足的に解説・協議する。
5	講義 民事訴訟法施行規則の解説	1	カンボジア民事訴訟法部会委員	民事訴訟法施行規則についての協議。	民事訴訟法施行規則	上記4と同様	新相に起草する民事訴訟法施行規則についての解説・協議する。
6	講義 民法条文解説	2.5	カンボジア民法部会委員	土地法などに関連や相統編などについての理解を深める。	① 土地法との関連 ② 担保取引法との関連 ③ 相統編	条文案について、民法部会委員(日本の大学教授等)が解説し、質疑応答を行う。場合によっては、条文案の修正についても検討する。	特に難しい条文でまだ十分に理解されていないものについて、補足的に解説・協議する。
7	講義 法案の国会提出に向けた準備作業(総論)	0.5	法務省民事局参事官室(カンボジア民事訴訟法部会委員)	法案の国会提出に向けた準備作業の全体像を学ぶ。	① 法案説明資料の作成 ② 具体例	例えば、建物区分所有法や遺産法などの改正の際に必要なとなった法案説明資料の作り方について、実際の経験に基づいて説明。	日本の法改正における法案説明資料の経験談。
8	演習 法案説明資料の作り方(各論)	3	法務省民事局参事官室(カンボジア民事訴訟法部会委員)ほか教官ほか	法案説明資料の作り方の演習を行い、今後自分たちだけで作れるようになる。	① カンボジア民法典、民事法典(法総研の担当教官が)過去のワークショップや記念セミナーでの質疑応答も調べ、対比しながら、法案説明資料作成に適した条文の選定などを行う。	具体的にどの条文を取り上げるかは、民法部会委員、民事訴訟法部会委員の意見もお聞きして選定する。	
9	演習 法案説明資料の作り方(講評)	2	カンボジア民法部会委員 カンボジア民事訴訟法部会委員 法総研国際協力部教官ほか	自分たちで作成した法案説明資料の問題点・解決策を学ぶ。	法案説明資料への講評	法案説明資料の内容について講評する。法案説明資料が作成できなかった場合には、なぜ作成できなかったかについて意見交換する。	
10	演習 作業計画(総論)	0.5	法総研国際協力部教官ほか	今後必要となる作業について自分たちで計画を立てる。	必要な作業の洗い出し	研修員へのインタビューを行い、必要な作業を書き上げ、整理する。	作業工程表作成につながるための作業。
11	演習 作業工程表の作り方(各論)	1	法総研国際協力部教官ほか	法案説明資料作成作業などの計画を自分たちで計画を立てる。	今後の立法手続に沿った作業の内容・分量	整理した作業を立法手続に沿って並べ、問題となる点は何で、どう対応すべきかを考える。	あくまで計画作りの訓練であり、必ずしもここでの計画をそのまま実行するわけではない。

作 業 計 画

1 演習の目的

この演習では、民法、民事訴訟法の成立・施行へ向けて今後必要となる作業の洗い出し、整理を行い、今後どういった作業が必要となり、それらの作業を行うためには、どういった計画を立てる必要があるかを各研修員が検討することを目的とする。

なお、演習での経験を、研修員各自が、帰国後、実際に作業計画を立てていく際に役立てることを念頭に置いて、作業を進める。

2 進め方

(1) カンボジアの立法手続を研修員全員で確認する(後述のとおりかどうか)。

(2) 研修員 8 名を二つのグループに分け、発表者、記録係を選ぶ。

※ 特に問題なければ、以下のとおりとする。

A グループ (研修員番号：奇数)	B グループ (研修員番号：偶数)
☆ H. E. Mr. SUY Nou	☆ H. E. Mr. Y Dan
◎ Mr. MONG Monichariya	Mr. HY Sophea
Mr. YOU BUN Leng	◎ Ms. CHAN Sotheavy
○ Mr. SOEUNG Pahnvuth	○ Mr. PEN Pichsaly
別添の 1～5 について検討	別添の 6～9 について検討

◎：発表者

☆：上記◎の発表者による発表について、必要に応じ、補足する。

○：記録者

(3) グループごとに、以下の事項について検討する。

ア 前半の作業 (問題点の洗い出し)

問題点を挙げ、それらに対応するためには、何を、いつまでに、だれがどうやって行う必要があるかを具体的に挙げる。

イ 後半の作業 (問題点の整理)

上記アの問題点 (及び対応策) を時系列に整理し、記録係が紙に書き (「作業計画」を作成)、最後にコピーを全員に配る。

カンボジアでの立法手続

※ 以下の資料は、過去の資料などを基に作成した。

なお、*は、担当機関、委員会名など判明した部分を記載したものである。

- 1 各省が法案を起草する。
↓
- 2 公聴会による意見聴取
↓
- 3 閣僚評議会内の法律家委員会が法案を検討する（了解又は終了）。
↓
- 4 関係する省を集めて審議（各省の了解必要）。
* 閣僚評議会内各省担当者会議
↓
- 5 閣僚に説明（了解）
* 閣議
↓
- 6 政府として国会（下院）に上程
↓
下院内の法律委員会が審議・修正 ← 担当省が説明
* 国民議会立法委員会
* 国民議会常任委員会
↓
- 国会（下院）で審議（通過又は閣僚評議会に差戻し）
* 本会議
↓
- 7 国会（上院）に提出（手続は下院と同じ）
* 上院立法委員会
* 上院常任委員会
↓
通過又は下院への差戻し
↓
- 8 憲法院で審議（通過又は国会・閣僚評議会への差戻し）
↓
- 9 国王が裁可

法案説明資料作成

1 演習の目的

この演習では、民法、民事訴訟法の成立・施行へ向けて今後必要となる作業のうち、逐条解説資料作成作業を実際に行うとともに、今後どの程度の時間がかかるか、効率的に作業を進めるにはどうすればよいかなどを各研修員が検討することを目的とする。

2 進め方

(1) 研修員 8 名を二つのグループに分け、発表者、記録係を選ぶ。

※ 特に問題なければ、以下のとおりとする。

A グループ (研修員番号：奇数)	B グループ (研修員番号：偶数)
☆ H. E. Mr. SUY Nou Mr. MONG Monichariya	☆ H. E. Mr. Y Dan
● Mr. YOU BUN Leng	● Mr. HY Sophea
○ Mr. SOEUNG Pahnvuth	Ms. CHAN Sotheavy
	○ Mr. PEN Pichsaly

●：発表者

☆：上記●の発表者による発表について、必要に応じ、補足する。

○：記録者

(3) グループごとに、以下の事項について検討する。

※ 取り上げる条文、解説すべき事項の例は、後述のとおり。

ア 前半の作業

民法典条文案（最低でも 2 か条）について、解説すべき事項を挙げる。

なお、2 か条を例示するが、これら以外に、演習すべきと思われる条文があれば、取り上げてよい。

イ 後半の作業

(ア) 民事訴訟法典条文案（最低でも 1 か条）について、解説すべき事項を挙げる。

なお、2 か条を例示するが、これら以外に、演習すべきと思われる条文があれば、取り上げてよい。

(イ) 記録係は、記録を整理する（他の研修員も手伝う。）。

法案説明資料作成の対象条文（案）及び解説すべき事項の例

※ 以下の条文以外にも、今回の研修で対象とした方がよいと思われる条文の有無について研修員の意見を聞いた上で、A グループ、B グループそれぞれ、できれば民法典条文案については2か条ずつ、民事訴訟法典条文案については1か条ずつ追加したい（それより幾分多くなることもあり得る。）。

1 法案説明資料作成の対象とする条文（案）

A グループ

民法典条文案（親族相続編）

○ 民法典条文案第1004条（完全養子縁組の成立の方式）

裁判所は、第1005条（夫婦共同縁組）から第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）までに定める要件があるときは、養親となる者の申立てにより、実方の血族との親族関係が終了する縁組（この款において「完全養子縁組」という。）を成立させることができる。

○ 民法典条文案第1299条（相続回復請求権の内容）

- (1) 相続人は、実際には帰属しない相続権により相続財産を取得した者を相手に、取得されたものの返還を請求することができる。
- (2) 相続回復請求の相手方が相続財産を目的とする契約により取得したのも、相続回復請求の対象となる。

民事訴訟法典条文案（判決手続編）

○ 民事訴訟法典条文案第26条（事件の分配）

- 1 裁判所における事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の所長の決定により、これを定める。
- 2 事件は、第1項の規定により、自動的に各裁判官に分配しなければならない。
- 3 第1項の規定により定められた事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の裁判官の事務が多すぎる場合、裁判官が退官若しくは転任した場合又は長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えのある場合を除いては、その年度中、これを変更してはならない。この場合の変更は、当該裁判所の所長の決定により定める。

○ 民事訴訟法典条文案第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）

- 1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
- 2 第1項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない。

B グループ

民法典条文案（財産編）

- 民法典条文案第134条（物権変動の対抗要件）
 - (1) 不動産に関する物権の設定，移転及び変更は，占有権，留置権を除き，登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。
 - (2) 動産に関する物権の譲渡は，その動産の引渡がなければ第三者に対抗することができない。
- 民法典条文案第764条（担保物権の種類）
 - (1) 担保物権は，民法典又は特別法の定めるものに限られ，そのほかに創設することができない。
 - (2) 民法典に定める担保物権は，留置権，先取特権，質権，抵当権及び譲渡担保権の5種類である。

民事訴訟法典条文案（判決手続編）

- 民事訴訟法典条文案第95条（判決の基礎にすることのできる事実）

裁判所は，いずれの当事者も主張しない事実を，判決の基礎に採用することができない。
- 民事訴訟法典条文案第124条（証拠調べ）
 - 1 証拠調べは，当事者の証拠の申出により行う。
 - 2 裁判所は，当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないとき，その他必要があると認めるときは，職権で証拠調べを行うことができる。

2 解説すべき事項の例

民法典条文案第134条の場合

- [例] (1) 民法典条文案第134条の趣旨
(2) カンボジア旧民法第689条との違い
(3) カンボジア土地法第65条との違い

〈参考〉カンボジア旧民法第689条

関連不動産について，所有権譲渡，一時的占有及び担保権の文書は，かかる文書が真正な形式を踏んでおり，不動産登録事務所に記録されている場合第三者にとって合法的なものとなる。

カンボジア土地法第65条 ※ 入手資料が英文につき，英文のまま転載。

Article 65

The transfer of ownership can be enforceable as against third parties only if the contract of sale of immovable property is made in writing in the authentic form drawn up by the competent authority and registered with the Cadastral

Registry Unit.

The contract of sale itself is not a sufficient legal requirement for the transfer of the ownership of the subject matter.

民事訴訟法典条文案第80条の場合

- [例]
- (1) 民事訴訟法典条文案第80条の趣旨－「調査手続」の廃止について
 - (2) 弁論準備手続前置主義の意義・具体的内容
 - (3) 弁論準備手続の冒頭における和解（第104条）
 - (4) 「30日以内」という期間について

別紙 4

カンボジア民法典草案（抜すい）

第133条（合意による物権変動）

物権の設定、移転及び変更は、当事者間の合意に従って効力を生じる。

第134条（物権変動の対抗要件）

(1) 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。

(2) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。

第192条（動産所有権の善意取得）

有効な所有権譲渡契約により善意かつ無過失で動産の占有の移転を受けた者は、譲渡人がその動産の所有権を有していない場合でも、その動産の所有権を取得する。ただし、譲渡人が直接占有を継続しているときは、この限りでない。

第228条（占有の移転）

(1) 占有は、占有物の引渡しによって、移転する。このような形での占有の移転を、現実の引渡しという。

(2) 占有は、現実の引渡しをすることなしに、当事者間の合意のみによって移転することができる。この場合、占有の譲受人は譲渡人を通じての間接的な占有を取得する。このような形での占有の移転を占有改定という。

(3) 占有を譲受ける者が占有物を現に直接に所持するときは、占有は当事者間の合意のみによって移転することができる。これによって、占有の譲渡人は、占有物の所持者を通じて有していた間接的な占有を失う。このような形での占有の移転を簡易の引渡しという。

(4) 他人を通じて間接的に占有する者は、第三者との合意及び直接占有する者に対してその旨を通知することによって、第三者に占有を移転することができる。このような形での占有の移転を指図による占有移転という。

第636条（契約の要式性）

委任契約は、当事者の合意のみによって成立する。

第764条（担保物権の種類）

(1) 担保物権は、民法典又は特別法の定めるものに限られ、その他に創設することができない。

(2) 民法典に定める担保物権は、留置権、先取特権、質権、抵当権及び譲渡担保権の5種類であ

る。

第765条（担保物権の目的物）

担保物権は、譲渡することのできない物又は権利を目的とすることはできない。ただし、留置権については、譲渡することのできない物についても成立することを妨げない。

第766条（担保物権の附従性）

(1) 担保物権は、現に存在する債務を担保するために成立する。また、将来生ずる債務であっても、それが特定されている場合には、それを担保される債務として、担保物権を設定することができる。

(2) 被担保債権が要件を欠くために成立しなかった場合には、担保物権も成立しない。

(3) 被担保債権が意思表示の瑕疵その他の事由により無効であった場合又は取り消された場合には、担保物権も効力を生じない

(4) 被担保債権が弁済、消滅時効その他の事由により消滅した場合には、担保物権も消滅する。

(5) 第1項、第2項、第3項及び第4項の規定は、継続的契約から生ずる複数の債権を担保するために設定される根抵当権について適用しない。

第767条（担保物権の随伴性）

(1) 担保物権の設定された債権が移転する場合には、別段の意思表示のない限り、担保物権も債権の譲受人に移転する。ただし、担保権者が担保権の目的物を占有することを必要とする場合には、債権の譲受人が目的物の占有を取得することを要する。

(2) 第1項の規定は、根抵当権によって担保される債権については、これを適用しない。

第768条（担保物権の不可分性）

担保権者が債権の全部の弁済を受けるまでは、目的となっている物又は権利の全部について、担保物権の効力が及ぶ。

第769条（担保物権の追及力）

先取特権に関する第804条（第三取得者への追及力）及び譲渡担保に関する第891条（設定者による目的物の処分）の場合を除き、担保物権の目的物が第三者に譲渡されたときは、担保権者は、その第三者に対して担保物権の効力を対抗することができる。ただし、担保権者が対抗要件を具備していることを要する。

第770条（担保物権の実行）

担保権者は、債権の弁済を受けないときは、法律の定める手続に従って、担保物権を実行することができる。

第813条（質権の意義）

質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第840条（抵当権の意義）

(1) 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(2) 永借権及び利益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる。この場合に、本第5章（抵当権）の規定を準用する。

(3) 特別法が不動産以外の財産を抵当権の目的とすることを認めている場合には、その法律が適用される。

第885条（譲渡担保権の定義）

(1) 譲渡担保とは、債務を担保するために、債務者又は第三者がその有する特定の動産を債権者に譲渡することをいう。この場合において、債務が弁済されたときは、目的物の所有権は設定者に移転する。

(2) 動産の種類、所在場所その他の基準により範囲の特定された複数の動産は、それに含まれる個々の動産が変動するものであっても、1個の集合動産として、譲渡担保権の目的とすることができる。

第1004条（完全養子縁組の成立の方式）

裁判所は、第1005条（夫婦共同縁組）から第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）までに定める要件があるときは、養親となる者の申立てにより、実方の血族との親族関係が終了する完全養子縁組を成立させることができる。

第1005条（夫婦共同縁組）

(1) 養親となる者は、配偶者ある者でなければならない。

(2) 夫婦の一方は、他方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他方の実子の養親となる場合はこの限りではない。

第1006条（養親の年齢）

養親は25歳以上でなければならない。少なくとも養子より20歳以上年上でなければならない。

第1007条（養子の年齢）

養子は原則として8歳未満でなければならない。

第1008条（父母の同意）

完全養子縁組が成立するためには、養子となる

子の実父母又は未成年後見人の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合、又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合はこの限りではない。

第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）

完全養子縁組は、実父母による養子となる子の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のために特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

第1010条（試験養育期間）

裁判所は、完全養子縁組を成立させるためには、養親となる者が養子となる子を原則として6か月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

第1011条（実方との親族関係の終了）

養子と実方及びその血族との親族関係は、完全養子縁組によって終了する。ただし、第1005条（夫婦共同縁組）第2項但書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りではない。

第1012条（完全養子縁組の効果）

(1) 完全養子縁組の成立により、養子は判決確定の日から養親の実子と同一の身分を取得し、養親との関係において、実子と同様の権利義務を取得する。

(2) 養子は、養親の氏又は養子縁組前の氏を称することができる。

(3) 養子は、養親の親権に服する。ただし、夫婦の一方が他の一方の子の養親となる場合には、養子は実親と養親との共同親権に服する。

第1013条（完全養子縁組の離縁）

(1) 裁判所は、以下の各号のいずれにも該当する場合に限り、養子の利益のために特に必要があると認めるときは、養子、実父母又は検察官の申立てにより、養子縁組の当事者を離縁させることができる。

1 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があるとき

2 実父母が相当の監護をすることができるとき

(2) 離縁は、第1項の規定による場合の他、これを行うことができない。

第1014条（完全養子縁組の離縁の効果）

養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、完全養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

第1015条（完全養子縁組の登録と秘密保持）

完全養子縁組の成立により、養子の新しい出生証明書が作成される。ただし、出生証明書の謄本又は抄本には、完全養子縁組に関する事項を記載してはならない。

第1016条（完全養子の出自を知る権利）

成年に達した完全養子は、完全養子縁組に関する記録を保管する裁判所に対して、必要な範囲で情報の開示を求めることができる。ただし、不当な目的による場合はこの限りではない。完全養子縁組の記録の保管及び開示請求の方法等については、裁判所が定める。

第1017条（単純養子縁組の申立）

(1) 25歳以上の者は、養子となる者とともに、裁判所に対し、単純養子縁組を成立させるべきことを申し立てることができる。ただし、養子となるべき者は、養親となる者の尊属又は年長者であってはならない。

(2) 養子となる子が未成年者であるときは、その親権者又は未成年後見人が法定代理人として第1項の申立てをしなければならない。

第1298条（相続回復請求の目的）

相続人は、その相続権を排除された相続に関し、全部又は一部の相続財産の回復を受けるため、相続回復を請求することができる。

第1299条（相続回復請求の内容）

(1) 相続人は、実際には帰属しない相続権により相続財産を取得した者を相手に、取得されたものの返還を請求することができる。

(2) 相続回復請求の相手方が相続財産を目的とする契約により取得したのも、相続回復請求の対象となる。

第1300条（返還義務の内容）

(1) 相続回復請求の相手方は、請求をした相続人に対し、相続財産を返還しなければならない。相手方が善意であるときは、果実及び受領した利息を保持し、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有する。

(2) 相手方が悪意であるときは、果実及び受領した利息を返還する債務を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有しないのみならず、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利も有しない。

第1301条（相続回復請求権の消滅時効）

相続回復請求権の消滅時効期間は、相続財産が遺言又は遺産分割に基づき相続回復請求の相手方

に移転した場合には、そのときから5年間とし、単独相続の場合は、被相続人の死亡の日から5年間とする。

カンボジア旧民法典（抜粋）

第623条

遺産／財産に対する請求は、法定相続人がその権限を有するにもかかわらず付与されなかった遺産／財産の一部又は全部を相続することができるようにすることを目的としたものである。

第624条

請求／苦情申立は占有者が行う。

第625条

請求／苦情申立は、善意の占有者の場合は遺言者の死後3年以内、非善意の占有者の場合は5年以内に提起する。

第626条

裁判所によって苦情申立が法律に準ずるものであると裁定された場合、占有者は遺産を適法な法定相続人に譲渡する。善意の占有者から遺産を受領した占有者は、遺産から得た利子を請求する権利を有し、遺言者の債務の支払いを含む負担した経費の返済を要求する資格を有する。

占有者が善意の占有を受領した場合、占有者はその遺産から得た金銭及び利子を原告に返済する。占有者は遺言者の負債、又はその維持を含むその他経費の支払いについて返済を要求する資格はない。

第635条

不動産及び不動産に対する担保権は、時に1名が所有することも、又は複数の人が分離できない同一の財産又は権利を共有して所有することもできる。時に、グループによって、あるいは国民全員が共同所有することもある。

「私有財産」と呼ばれる第1財産カテゴリーは、個人の私的所有権とみなされる。「共有財産」と呼ばれる第2財産カテゴリーは、共同体の公共財産及び私有財産とみなされる。いずれの場合も、個人又は共同体は、以下に列挙する不動産に対する権利を有する。その他は法律で認められていない:

- 1 所有権
- 2 占有権
- 3 用益権
- 4 使用・滞在権
- 5 地役権
- 6 譲渡抵当権付不動産
- 7 譲渡抵当権

第689条

関連不動産について、所有権譲渡、一時的占有及び担保権の文書は、かかる文書が真正な形式を踏んでおり、不動産登録事務所に記録されている場合、第三者にとって合法的なものとなる。

第1038条

不動産に関しては、売買書類が承認され、印章が押され、及び番号登録 (*immatriculation*) あるいは土地登記が行われた日から、売主から買主への所有権の移転は正当とし、第三者の抗議は認めない。

カンボジア土地法 (抜すい)

※ 入手資料が英文につき、英文のまま転載

Article 65

The transfer of ownership can be enforceable as against third parties only if the contract of sale of immovable property is made in writing in the authentic form drawn up by the competent authority and registered with the Cadastral Registry Unit.

The contract of sale itself is not a sufficient legal requirement for the transfer of the ownership of the subject matter.

Article 69

The transfer of ownership shall be considered valid upon the registration of the contract of sale with the Cadastral Registry Unit. The selling price shall be stated in the contract [and] if not the contract shall be considered null and void.

A contract of sale of immovable property shall be registered only when all parties have proven by evidence that all taxes on the subject property have been paid.

Article 197

Immovable property may be put up as surety by its owner to secure the payment of a debt by way of mortgage, *antichrese* or *gage*.

カンボジア婚姻家族法 (抜すい)

※ 入手資料が英文につき、英文のまま転載

Article 108

Adoption is a contract between two persons, called an adoptive father or mother and another person, called an adoptee, establishing identical relationship in order to establish legitimacy.

Article 113

An adoptive contract must be in writing and certified by the Committee of the Commune or the Section in the jurisdiction where an adopter or adoptee resides. Text of the adoptive contract shall be recorded in the registration book.

The People's Court may rescind the above contract according to a complaint of an adoptee, person or other organizations for the adoptee's interests.

カンボジア民事訴訟法典草案（抜すい）

第2条（民事訴訟の目的、裁判を受ける権利）

- 1 民事訴訟は、裁判所が、私人の権利を保護するために、民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することを目的とする。
- 2 何人も、民事上の紛争につき、裁判所において裁判を受ける権利を保障される。

第26条（事件の分配）

- 1 裁判所における事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の所長の決定により、これを定める。
- 2 事件は、第1項の規定により、自動的に各裁判官に分配しなければならない。
- 3 第1項の規定により定められた事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の裁判官の事務が多すぎる場合、裁判官が退官若しくは転任した場合又は長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えのある場合を除いては、その年度中、これを変更してはならない。この場合の変更は、当該裁判所の所長の決定により、定める。

第62条（手数料以外の裁判費用）

- 1 次に掲げるもののうち裁判所が定める金額は、費用として、当事者又は事件の関係人が納めるものとする。
 - 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟における手続上の行為をするため必要な金額
 - 二 証拠調べ又は事実の調査その他の行為を裁判所外で行う場合に必要な裁判官及び書記官の旅費及び宿泊料に相当する金額
- 2 第1項の費用を納めるべき当事者又は事件の関係人は、申立てによってする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。
- 3 第1項の費用を要する行為については、裁判所は、当事者又は事件の関係人にその額を予納させなければならない。
- 4 裁判所は、第3項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないことができる。
- 5 第1項の費用で予納のないものは、裁判所の決定に基づき、第64条（負担割合及び償還費用）により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

第69条（救助の付与）

- 1 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障

を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないことが明らかであるときを除く

- 2 訴訟上の救助の決定は、審級毎にする。
- 3 訴訟上の救助の事由は、疎明しなければならない。

第70条（救助の内容）

- 1 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い以下の各号の効力を有する。
 - 一 裁判費用の支払いの猶予
 - 二 裁判費用の支払いの免除。ただし、猶予の効力が消滅した時点で、裁判所が、当事者の資力等を考慮して相当と認める場合に限る。
- 2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。
- 3 訴訟上の救助の決定を受けた者が第69条（救助の付与）に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予又は免除した費用の支払を命ずることができる。
- 4 第69条（救助の付与）及び本条に規定する決定に対しては、抗告をすることができる。

第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）

- 1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
- 2 第1項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない。

第92条（当事者の調査義務）

当事者は、訴訟において主張及び立証を尽くすため、あらかじめ、証人その他の証拠について事実関係を詳細に調査しなければならない。

第95条（判決の基礎にすることのできる事実）

裁判所は、いずれの当事者も主張しない事実を、判決の基礎に採用することができない。

第97条（和解の試み）

裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。

第99条（事件の分離・併合）

- 1 裁判所は、決定で、事件の分離若しくは併合を命じ、又はその決定を取り消すことができる。
- 2 裁判所は、口頭弁論において当事者を異にする事件の併合を命じた場合において、その前に尋問された証人について、尋問の機会がなかった当

事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

第104条（弁論準備手続における和解の試み）

弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないとする場合を除き、まず和解を試みなければならない。

第123条（証拠裁判主義）

1 裁判所は、証拠に基づいて事実を認定しなければならない。ただし、口頭弁論のときに顕れたすべての事情を斟酌することができる。

2 裁判所において当事者が自白した事実及び裁判所にその存在が顕著な事実、証拠に基づいて認定することを要しない。

3 当事者は、以下に掲げる場合には、自白を撤回することができる。

- 一 相手方の異議がないとき
- 二 自白が真実に反し、かつ、錯誤に基づくとき
- 三 自白が他人の犯罪行為によってもたらされたとき

第124条（証拠調べ）

1 証拠調べは、当事者の証拠の申出により、行う。

2 裁判所は、当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないときその他必要があると認めるときは、職権で、証拠調べを行うことができる。

第182条（判決事項）

1 裁判所は、当事者が申し立てた請求のすべてにつき、判決をしなければならない。

2 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

3 裁判所は、訴訟費用の負担義務については、当事者の申立てがなくても裁判しなければならない。

プロジェクト計画

グループの構成メンバー

1. H.E. Mr. SUY NOU グループリーダー
2. Mr. MONG (MONI CHARIYA) 報告者
3. Mr. YOU BUN LENG 報告者
4. Mr. SOEUNG PAHNAVUTH 書記

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
1	1999. 3. 5	<p>司法省による準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カンボジア王国-日本協力開始。 2. カンボジア国内における省庁間調整・作業部会の設置 3. 基本法体系の調査検討, 国内及び国際セミナー開催を含む。 4. 一次案 <ol style="list-style-type: none"> a/ 計画骨組案の作成 b/ 大枠の骨組みの作成 編, 章, 節, 条, 項 c/ 用語検討, 内容検討 d/ 条文番号の振り付け 	<p>参考資料</p> <p>A. 民事訴訟法に関して</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内参考資料 <ul style="list-style-type: none"> - 憲法 (1993) - 民事訴訟法 (1929) - 裁判所構成法及び裁判所活動法 (1992) - 最高裁判所の設置法 (1985) - 憲法院の設置法 - 刑事訴訟法 (1993) - 暫定刑法 (1992) - 民事執行法 (1996) - 刑事事件における禁固刑執行法 - 弁護士規則 - 公証人法 (1954) - 訴訟費用に関する規則 - 婚姻・家族法 (1989) - (新) 裁判所構成及び活動法案 - 司法省通達 No. 04SRC 84 - 裁判所の判決・決定の執行にかかわる通達 No. 117SRC 97 - 訴訟費用についての規則の実施に関する指導の通達 No. 03SRC 93 	約 4 年	<p>備考</p> <p>この法案は新たに作られるため、長時間を要した。 スムーズに進めるために下記のような作業が必要： - 法の基本原則の調査及びカンボジア国内環境に適切可能な法制度の調査。 - 人材不足のため、法案作りと並行して人材育成も行われた。 - カンボジア側の作業部会の初めての法案作りであり、経験不足で、最初はなかなか進まない部分があった。 - 作業部会の各委員が多忙で、会議に参加できなかつたこともあった。 - カンボジア側の作業部会と日本側の作業部会が多忙であるため、計画的会議を開催し、共同で検討会を開いた。</p>	2003. 3. 4

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
			<p>2. 外国参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本の民事訴訟法 - フランスの民事訴訟法 - ドイツの民事訴訟法 - 裁判所及び検察の独立性における国際条約 - ベトナムの民事訴訟法 - 船舶先取特権及び抵当権に関するある規則の統一のための国際条約, 1967, 1993 - 船舶の差押えについての規則の統一に関する国際条約, 1952, 1999 <p>B. 民法に関して</p> <p>1. 国内参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> - 憲法 (1993) - 民法 (1929) - 婚姻・家族法 (1989) - 土地法 (1992) - 法令 No. 38 (1989) - 自由経済市場契約に関する法律集 (Vol. 1 & 2) <p>2. 外国参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> - 商業の方法に関する法律 (商法) - 銀行・金融法 - 日本民法 - フランス民法 - ドイツ民法 - オーストリア民法 - ベトナム民法 - 人権及び政治に関する国際条約 - 子供人権条約 			

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
	2003. 3. 24	5. 立法化方法を中心とした調査 ・各条文の説明資料の準備 ・用語の語彙集 (lexicon) の作成			- 本作業は未了であり、法案を閣僚評議会に送付した後も、継続して行う必要がある。	2003. 6末 (6 月末に閣僚評議会に送付予定であるが、遅れる可能性もあり。)
2	2002. 10. 15 ～16	公聴会 - 第 1 回国内セミナーの開催 ・現在の法律及び習慣を比較しながらの法案の説明	- 法案の暫定版 - 各項目の要約説明資料	16時間	- 各機関からの代表が参加：上院、下院、閣僚評議会法律家委員会、各省庁、特に裁判所関係者の参加多数 - 民間団体からの参加者 - 作業部会のメンバーによる説明及び質疑応答	2002. 10. 16
	2003. 6. 19	- 第 2 回国内セミナーの開催 ・法案の基本原則の内容説明	- 法案の条文 - 各テーマの要約説明資料	24時間 (3 日)	- 各機関からの参加者は第 1 回のセミナーと同じ - スピーカーの説明後に討論会、また、各作業部会メンバーによる小グループでの議論を行う必要あり。 - 将来の省庁間検討会を容易にできる (役に立つ)。	2003. 5. 21
3	2003. 6. 28	高等官職評議会による審査	- 最終法案-法案の審議結果報告書 - 法案の閣僚評議会への上程計画 - 政府の目的 (目指す方向) 及び WTO 加盟計画	1 か月間	- 高等官職評議会の委員に対して、法案の必要性等の事前説明必要。 - 司法大臣は高等官職評議会の一員でもある：他のメンバーに早急に法案の検討をするように申し入れやすい。	2003. 6. 28

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
4	2003.7.7 (閣僚評議会に上程するのは6.30であり、したがって1週間後に法律家委員会に回付されるのが妥当な線である。)	法律家委員会による審査： 法案の内容審査，法律用語の使い方審査，法律にふさわしい法案の構成の検討。	<ul style="list-style-type: none"> - 司法大臣による両法案の必要性に関する報告 - カンボジア日本間協カメモラダム (MOU-1999) - 両法案の条文 - 法案内容説明セミナー報告書及び内容討議報告書 - 法案の条文化の基となる資料 - カンボジア政府のWTO加盟に関する計画・活動資料 - 法律家委員会との連絡員の任命 	2か月間	<ul style="list-style-type: none"> - 司法省の高官たちが常に法律家委員会のメンバーと接触しながら，審査を早急にしてもらい，短期間に終了させるようにフォローする必要がある。 - 法律家委員会には多くのメンバーがいるが，仕事量も多いため，よく催促した方がよい。 - 閣僚評議会の閣僚又は首相にも同法案が法律家委員会に上程したことを報告する必要あり。 	2003.9.7
5	省庁間会議 (検討会) <ul style="list-style-type: none"> - 関係各省庁による検討及び意見を求め，各省庁で実施されている法律等と抵触のある項目等は必要に応じて条文案を修正 - 詳細検討 	<ul style="list-style-type: none"> - 司法大臣による両法案の必要性に関する報告 - カンボジア日本間協カメモラダム (MOU-1998) - 法案作業部会設置に関する公告-両法案の条文 - 法案内容説明セミナー報告書及び内容討議報告書 - 法案の条文化の基となる資料 - カンボジア政府のWTO加盟に関する計画・活動資料 - 法律家委員会の審議結果報告書 - 委員会は下記の資料を準備する必要あり： <ul style="list-style-type: none"> ・旧法律 (旧民法) ・土地法 (1992-2001) ・婚姻・家族法 ・検討報告書 ・各条文の解説書 ・法律及び商法に関する語彙集 	5か月間	<ul style="list-style-type: none"> - このステップは困難があり，また，時間もかかる。 ・立法化委員会の各委員が各自の答弁担当部分を作成し，要約，説明資料を作成し，答弁に備える。 ・各条による審査よりも章単位による審査を依頼。 ・省庁間検討委員会設置時に，各委員に法案の重要性を説明する。 ・国土管理・都市化計画・建設省及び商業省に対する答弁資料 (防衛資料) の準備。 	2003.6 (週2回検討会を開催，各回3時間)	

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
6	2004.6初旬	閣僚本会議 - 法案内容の総合的な審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ステップ1で挙げた法律の一部 - 司法大臣による両法案の必要性に関する報告 - カンボジア日本間協力メモランダム (MOU-1999) - 両法案の条文 - 法案内容説明セミナー報告書及び内容討議報告書 - 法案の条文化の基となる資料 - カンボジア政府のWTO加盟に関する計画・活動資料 - 法律家委員会の審議結果報告書 - 省庁間検討委員会による検討結果報告書 - 司法大臣用答弁準備資料 - 各立法化委員会の委員も下記の資料を準備する必要あり： <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧法律・土地法 (1992-2001) ・ 婚姻・家族法 ・ 検討報告書 ・ 各条文の解説書 ・ 法律及び商法に関する語彙集 ・ 上記ステップ1で挙げた法律の一部 	8時間 (法案を別々に審議可) (民法案が先か。民訴法案が先か。)	<ul style="list-style-type: none"> - このステップにおいて、審議は内容の総合的な審査のみであり、詳細検討は既に省庁間ミーティングで行われたため、審査が厳しくないと思われる。しかし、省庁間で指摘され、調整又は修正できない項目に対する処理は首相の判断を仰ぐので、担当大臣が答弁できるように周到な準備が必要である。 	

Bグループの準備資料

プロジェクト計画

グループの構成メンバー

1. H.E. Mr. Y DAN グループリーダー

2. Mr. HY SOPHEA

3. Mrs. CHAN SOTHEAVY 報告者

4. Mr. PEN PICHSAKY 書記

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
1	民法案 2004.8.1	下院運営委員会 - 審査及び下院立法化委員会への送付。	- 閣僚評議会が国会への上程資料	民法案 1週間	- この委員会は単純にどの法案をどの委員会に送付するのかを仕分けるだけなので、このステップにおいて時間があまりかからない。	2004.8.8
	民訴法案 2004.8.9			民訴法案 1週間		2004.8.12
2	民法案 2004.8.9 民訴法案 2005.8.10	下院立法化委員会 - 法案全体の内容を審議する。 - 国会の法律専門家が参加できる。	- 閣僚評議会による報告 - カンボジア日本間協力メモランダム (MOU-1989) - 両法案作業部会の設置に関する公告 - 両法案の条文 - 両法案説明セミナーの報告書 - 両法案の用語確定会議報告書 - 両法案の各条文の説明資料 - 両法案条文化の基となる資料 - 国際法 - 旧民法, 旧民訴法 - 各国の法律の一部 - 各種 sub-decree	民法案 600時間 民訴法案 300時間	- 下院の立法化委員会は法案全体の内容を審査し, 担当大臣又はその代理人が答弁する形で審議をするため, このステップにおいて非常に時間がかかる。 - 作業部会は下記の準備を行う必要あり: - 大臣の答弁資料の作成 (節毎の要約内容説明資料及び法案の重要性の説明資料) - 各条文案の詳細説明資料 - 法案説明資料の作成 - 両法案の基となる資料	民法案審議 終了は 2005.8.9の 可能性あり。 立法化委員 会の審議が 毎日行われ, かつ, 担当省 がしつかり 答弁できれ ば上記日程 よりも早く 終了する可 能性あり。

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
		<ul style="list-style-type: none"> - 法律がない場合における、各裁判所が司法省に対して提出した統一的な実施方法・見解に関する質問状 - 各年度末の省のレビューにおいて提出された、法律不足又は不明確な部分に係る民事裁判における困難な状況に関する報告書 - カンボジア政府のWTO加盟に関する計画・活動資料 - 法律用語の語彙集 - 法律家委員会の審議結果報告書 - 省庁間ミーティング報告書 - 閣僚本会議に出された意見のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> - 両法案の法律用語の語彙集しかし、残念ながらまだまだ多くの仕事が残っており、また、作業部会の各メンバーが抱える仕事も多い。 - 両法案に使われている語彙集は未作成。 - 一部の用語は国会立法委員会にとって新しい用語であり、また、一部の条文は理解されない、又は理解不足の可能性がある。 <p>対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本の立法化の経験を踏まえ、小部会に分けてそれぞれの小部会に節毎、又はテーマ毎の分担を決める（できればコンピュータのできる人及び総務担当も入れた方がよい）。 - このような分担の仕方により、作業を促進することができ、また、責任も明確になる。 - 各小部会は下記の準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法案説明資料 ・ 条文の説明資料（コメントリー）の作成 ・ 節毎の内容の要約資料- 日本側には非語彙集作成の支援をお願いしたい。 - 国会立法化委員会のメンバーに事前に会い、説明して協力を仰ぐ。 		<ul style="list-style-type: none"> - 両法案の法律用語の語彙集しかし、残念ながらまだまだ多くの仕事が残っており、また、作業部会の各メンバーが抱える仕事も多い。 - 両法案に使われている語彙集は未作成。 - 一部の用語は国会立法委員会にとって新しい用語であり、また、一部の条文は理解されない、又は理解不足の可能性がある。 <p>対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本の立法化の経験を踏まえ、小部会に分けてそれぞれの小部会に節毎、又はテーマ毎の分担を決める（できればコンピュータのできる人及び総務担当も入れた方がよい）。 - このような分担の仕方により、作業を促進することができ、また、責任も明確になる。 - 各小部会は下記の準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法案説明資料 ・ 条文の説明資料（コメントリー）の作成 ・ 節毎の内容の要約資料- 日本側には非語彙集作成の支援をお願いしたい。 - 国会立法化委員会のメンバーに事前に会い、説明して協力を仰ぐ。 	<p>民訴法案審議</p> <p>2006.2.10に終了する可能性あり</p>

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
3	民法案 2005. 8. 10 民訴法案 2006. 2. 11	国会本会議 - 国会議員による内容審議, 用語審議, 条文審議及び修正。用語や条文の修正要求の可能性あり。 - 全体の内容に関する質問や各条文の内容に関する質問。	- 上記ステップ2と同じ資料 - 国会立法法化委員会の審議報告書	民法案 300時間 民訴法案 150時間	- 立法法化委員会のすべての審議に出席する。 - 国会の立法法化委員会に上程するときは上院議長, 下院議長及び首相にその旨を報告する。 - もし国会本会議で全体の内容の審議, 編毎・章毎・節毎の審議であれば, 立法法化委員会での審議よりも早く終わる可能性あり。 - しかし, もし本会議での審議が各条文によるものであれば, 国会議員の多くは法律の知識がないということもあって, 立法法化委員会での審議よりもかなり長くなる可能性あり。また, 議員の人数も多いため, 質問も多くなり, 時間がかかると一要因となり得る。 対策: - 編毎・章毎・節毎による審議を依頼する。 - 各立法法化委員会の委員も下記の資料を準備する必要あり: ・ 各編, 各章, 各節の内容説明資料 ・ 各条文案の説明資料 ・ 法案説明資料 - 審議に係る部分のみの質問をお願する(関係のない部分の質問をしないようお願いする)。	もし政府が重視するのであれば, 民法案の通過は 2006. 2. 10 又はそれより早くなる可能性あり。 国会が重要と判断するのであれば, 民訴法案の通過は 2006. 5. 11に なる可能性あり。

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
4	民法案 2006. 2. 11 民訴法案 2006. 5. 14	上院運営常任委員会	下院から送付された資料	民法案 2 日間 民訴法案 2 日間	<ul style="list-style-type: none"> - 運営常任委員会への送付は事務的な手続である。 対策： - もし遅延があった場合は、司法省は代理人を出して調整する必要がある。 	民法案 2006. 2. 13 民訴法案 2006. 5. 16
5	民法案 2006. 2. 14 民訴法 2006. 3 初旬	上院の立法化委員会 <ul style="list-style-type: none"> - 下院を通過した民法案を審議し、意見等を出す。 - 全体の内容及び各条文の内容に関する質問等。 - 下院が検討依頼を出された項目に対する検討。 	<ul style="list-style-type: none"> - 下院本会議に提出した資料と同じ - 下院本会議審議報告書 - 下院を通過した法案の条文 	民法案 3 週間 民訴法案 2 週間	<ul style="list-style-type: none"> - 下院を通過した法案に関する内容の質疑答弁。 - 下院を通過したとはいえ、放置しておいてはならない。 - 下院は通過したがきちんと対応しなければ、下院-上院を行き来する可能性あり。 対策： - 司法省の立法化委員会のメンバーは下記の資料を準備する必要あり。 ① 下院を通過した法案の編毎、章毎、節毎の解説説明資料 ② 各条文の解説説明資料 ③ 法案説明資料 	民法案 2006. 3 初旬 民訴法案 2006. 3 中旬
6	民法案 2006. 3 初旬 民訴法案 2006. 3. 15	上院本会議 <ul style="list-style-type: none"> - 下院を通過した法案の全体的な内容の審議。 	<ul style="list-style-type: none"> - 上院立法化委員会に提出した資料 - 上院立法化委員会の審議報告書 	民法案 2 週間 民訴法案 1 週間	<ul style="list-style-type: none"> - 全体的な内容に対する審議及び上院が審議をする必要があると判断した条文に対する審議。 - 上院本会議での審議に出る可能性のある問題に対して事前準備する必要あり。 対策： - 法案説明資料準備 	民法案 2006. 3 中旬 に成立の可能性あり 民訴法案 2006. 3 下旬 に成立の可能性あり

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
7		憲法院 - 憲法院による両法律の違憲審査	両国会で成立した両法律	憲法140条により, 長くても30日間	二つのケースが想定される: 施行する前に憲法院が審査する。施行してから審査する。	

国王による署名：国会で成立した法律は国王が署名する（国王が国内にいる場合は早くできる）。